

# 管内行政概要

令和7年度



広島県西部建設事務所廿日市支所

#### 表紙の説明

事業名 県民の安全・安心を守る様々な対策事業

【左上】事業名 地御前二丁目A地区 急傾斜地崩壊対策事業

事業箇所 甘日市市地御前

事業期間 平成28年度～令和6年度

工事概要 工事延長L=216.7m、吹付法砕工、鉄筋挿入工

【右下】事業名 一般県道乙瀬小方線 道路災害防除事業

事業箇所 大竹市防鹿

事業期間 令和6年度落石発生、対策工事実施

工事概要 工事延長L=66.0m 高エネルギー吸収型落石防護柵

【右上】事業名 砂防出前講座（地御前小学校）

事業箇所 甘日市市地御前

事業時期 令和6年度実施

【左下】事業名 砂防出前講座（大野東中学校）

事業箇所 甘日市市大野

事業時期 令和6年度実施

# 目 次

1	管内の概要	
(1)	事務所の沿革	1
(2)	管内の概況	1
(3)	人口及び面積等	2
(4)	気象（雨量）の状況	2
2	組織及び職員配置状況	
(1)	組織	3
(2)	職員の配置状況	4
(3)	各課（班・係）の分掌事務	4
(4)	防災体制	
ア	広島県災害対策及び危機対策西部支部の組織及び事務分掌	7
イ	廿日市水防地方本部事務分掌	16
3	事業費	
(1)	公共事業	17
(2)	単独事業	18
4	業務の概要	
(1)	用地補償の状況	19
(2)	管理行政の状況	
ア	概況	20
イ	許認可件数	20
ウ	許認可以外の処理件数	21
エ	広島県アダプト制度	21
5	主要施策	
(1)	社会資本未来プラン及び関連計画等の策定	22
(2)	管内の施策別の重点事業	23
	〔施策Ⅰ〕安全・安心を支える総合的な県土の強靱化	23
ア	河川改修等	23
イ	砂防、急傾斜地崩壊対策	24
ウ	道路法面災害防除・橋梁耐震補強	24
エ	海岸保全	25
オ	交通安全	26
カ	土砂災害警戒区域等の指定	27
キ	放置艇対策	28
	〔施策Ⅱ〕交流・連携を支えるネットワークの充実・強化	29
ク	港湾改修	29
ケ	道路改良	32

〔施策Ⅲ〕 魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成	33
コ 道路改良	33
サ 街路整備	34
シ 道路再生改良	35
ス 港湾改修	36
〔共通施策〕 社会資本の適切な維持管理の推進	37
セ 維持修繕事業	37
ソ アセットマネジメント	38
タ 河道浚渫	38
チ 冬期交通の安全確保（除雪業務）	38
(3) 総合計画図	39
6 参考資料	
(1) 交通の状況	40
(2) 公共土木施設の状況	41
ア 道路の状況	41
(ア) 概況	41
(イ) 道路の調べ	41
(ウ) 橋梁及び隧道	42
(エ) 橋梁荷重制限箇所	42
イ 河川の状況	43
ウ 砂防関係の状況	44
(ア) 概況	44
(イ) 急傾斜地崩壊危険区域	44
(ウ) 砂防指定地	50
エ 港湾、漁港及び海岸保全区域の状況	59
(ア) 港湾	59
(イ) 漁港	59
(ウ) 海岸保全区域	60
管内各市の紹介	61
大竹市	62
廿日市市	63

# 1 管内の概要

## (1) 事務所の沿革

当事務所は、昭和4年4月広島土木出張所の一部（佐伯郡）を分離して、佐伯郡廿日市町天神（旧郡役所別館・現廿日市中央公民館の場所）に廿日市土木出張所として発足した。

その後、昭和25年4月廿日市町桜尾に木造二階建として新築移転後、昭和56年2月廿日市第二合同庁舎（鉄筋四階建）に改築され、平成5年4月組織の再編整備に伴い、現在地に移転した（平成13年4月1日広島地域事務所廿日市第一分庁舎に改称）。

その間、昭和26年10月のルース台風による、郡内の被害が甚大であった津田村（現廿日市市津田）及び水内村（現広島市佐伯区湯来町水内）に、津田・水内両土木災害復旧臨時事務所を設置した（昭和26年12月18日～昭和31年5月1日廃止）。

昭和39年4月1日 廿日市土木事務所に名称変更。

昭和41年4月1日 機構改革により廿日市土木建築事務所に名称変更。

昭和48年4月1日 魚切ダム建設事業所設置。

～56年3月31日 （昭和56年4月1日～昭和60年3月31日魚切ダム管理事務所）

昭和60年3月20日 五日市町、広島市に編入合併

昭和60年4月1日 旧五日市町区域、広島土木建築事務所の所管となる。

平成13年4月1日 機構改革により広島地域事務所建設局廿日市支局に名称変更。

平成17年4月25日 湯来町、広島市に編入合併

旧湯来町区域、広島地域事務所建設局の所管となる。

平成21年4月1日 機構改革により西部建設事務所廿日市支所に名称変更。

建築課が西部建設事務所建築課に統合される。

## (2) 管内の概況

当事務所管内は、県の西端に位置し、北は島根県及び安芸太田町、東は広島市、西は山口県に接し、南は瀬戸内海に面する大竹市、廿日市市の2市を所管区域としている。

面積は約568km<sup>2</sup>で、県総面積の6.7%に当たり、その約85%が林野で占められている。人口は約142千人であり、昨今、管内北部地帯の過疎化に対し、南部は広島市のベッドタウンとして過密現象が生じている。

管内の地勢は一般的に中北部にかけて平野に乏しく、北部は十方山（標高1,318m）、冠山（標高1,339m）などの連峰が中国山地を形成し、中央部には、大峯山、横山など1,000m級の急峻な山々が連座しており、これらの山々を源とする太田川、小瀬川水系の流域沿いの盆地に集落が展開している。

南部は瀬戸内海に面し、標高160m以下の丘陵地帯とその間から流れる小河川から運ばれた堆積平野からなり、近世以後に発達した埋立地に市街地が形成されている。

また、島嶼部には、日本三景の一つである巖島、本県の栽培漁業の拠点となっている阿多田島に加え、無人島の2島が点在する。

道路網は、南部沿岸沿いの一般国道 2 号、山陽自動車道、広島岩国道路及び北部の中国縦貫自動車道を根幹として、陰陽を結ぶ一般国道 186 号を中心に県道が南北に連結している。

河川は、県内一級河川 5 水系のうち、太田川、小瀬川の 2 水系が管内の山岳地帯を源としているほか、南部地帯では 3 つの短い二級河川が流れている。

太田川は、北部の廿日市市吉和から安芸太田町、広島市を経て瀬戸内海へ、また小瀬川は、中部の廿日市市飯ノ山から山口県沿いを大竹市に至り、瀬戸内海に流入している。

### (3) 人口及び面積等

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

市町村名	土地面積 (k m <sup>2</sup> )				世帯数・人口		財政規模 (千円, %)		
	林 野	耕 地	その他	計	世帯数	人 口 (人)	6年度 予 算 総 額 (当初) (A)	左のうち 土木関係費 (当初) (B)	土地関係 費率 (B)/(A)
大 竹 市	58.55	1.20	18.91	78.66	12,761	25,205	19,589,440	3,026,177	15.4
廿日市市	423.00	7.72	58.77	489.49	53,904	114,976	63,780,000	9,554,574	15.0
計	481.55	8.92	77.68	568.15	66,665	140,181	83,369,440	12,580,751	15.1

(注) 人口は住民基本台帳による。

廿日市分 出典「農林水産省 HP 市町村の姿」

### (4) 気象 (雨量) の状況

(平成 31 年 1 月～令和 7 年 6 月、単位: mm)

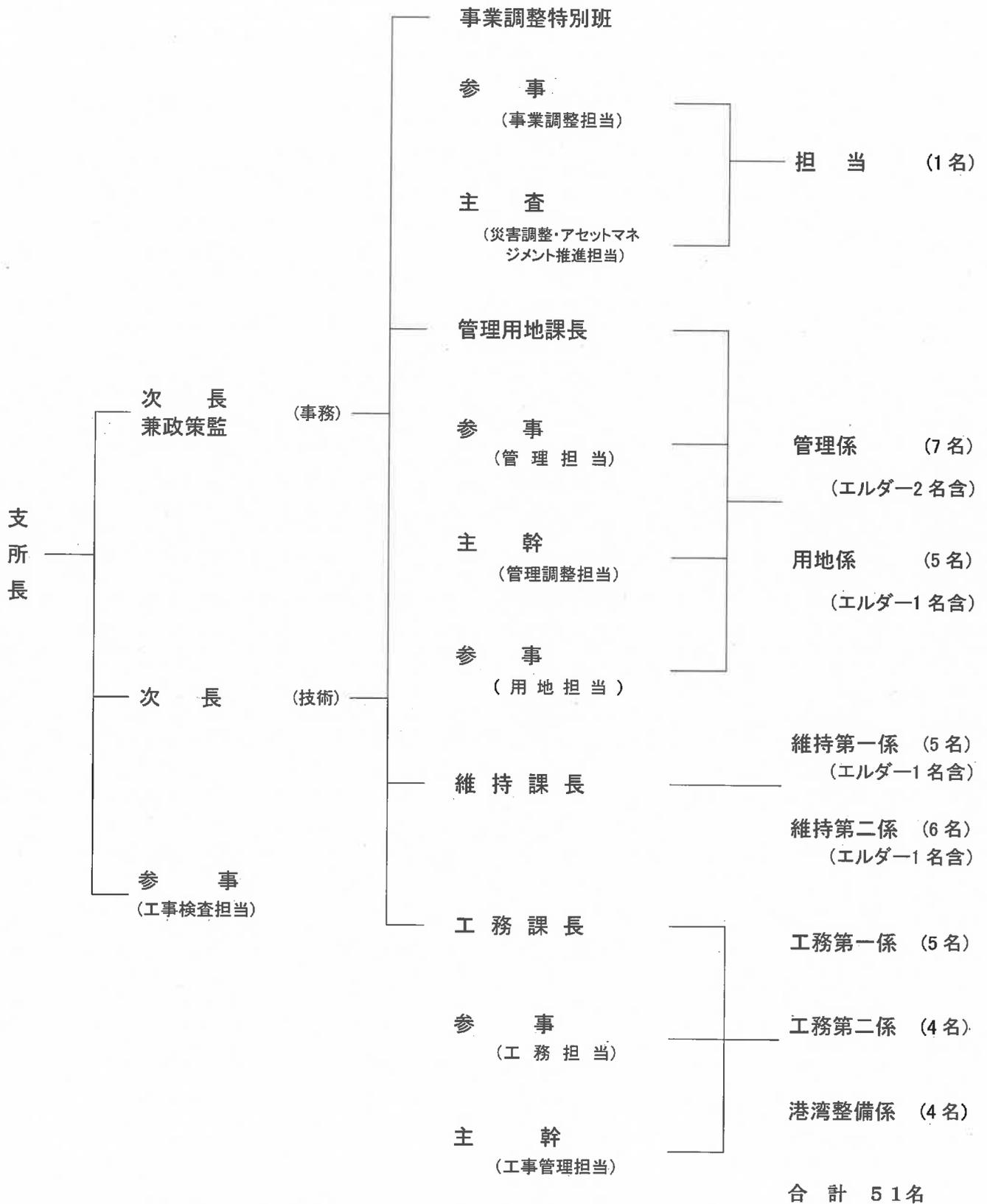
年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
31 元	20	70	109	122	52	192	328	341	82	120	1	91	1,528
2	82	62	171	131	128	364	630	44	153	86	26	34	1,911
3	46	62	131	131	262	190	347	649	251	9	100	28	2,206
4	8	15	123	144	23	103	278	175	296	19	40	26	1,250
5	49	58	52	244	225	240	289	79	145	12	27	54	1,474
6	37	134	119	168	184	366	350	125	54	163	263	1	1,964
7	7	42	142	83	233	201							

(注) 広島県日雨量年報 (廿日市支所) による。

## 2 組織及び職員配置状況

### (1) 組織

令和7年4月1日



上記の他に、管理用地課に放置艇対策事務従事員 1 名、用地事務従事員 2 名、維持課に育児短時間勤務等サポーター 1 名、工務課に工事監理事務従事員 2 名 計 6 名配置

(2) 職員の配置状況

(令和7年4月1日現在)

区 分	現 員										休 職	事 務 従 事 員	合 計
	役 付			一 般			再 任 用	計					
	事 務	技 術	小 計	事 務	技 術	小 計		事 務	技 術	計			
支 所	1	3	4					1	3	4			4
事業調整特別班		3	3						3	3			3
管 理 用 地 課	管 理	7	7				2	9	9			1	10
	用 地	4	4	2	2	1	7	7			2	9	
維 持 課	維持第一		3	3	2	2	1		6	6		1	7
	維持第二		2	2	3	3	1		6	6			6
工 務 課	工務第一		6	6	2	2			8	8			8
	工務第二		2	2	2	2			4	4			4
	港湾整備		4	4					4	4		2	6
計	12	23	35	2	9	11	5	17	34	51		6	57

(3) 各課（班・係）の分掌事務

【事業調整特別班】

- 01 道路、街路、河川、砂防及び海岸事業に係る新規事業の調整、中長期計画、各種調査資料の作成並びに取りまとめに関すること。
- 02 市の長期計画等との計画調整に関すること。
- 03 都市計画に関する関係機関との協議・調整・情報収集等に関すること。
- 04 災害に関すること。
- 05 災害支援制度の調整に関すること。
- 06 公共工事の発注見通しに係る公表資料の取りまとめ及び作成に関すること。
- 07 コスト構造改善対策の推進及びフォローアップに関すること。
- 08 アセットマネジメント推進に係る調整に関すること。
- 09 多様な入札制度（総合評価、VE等）の推進に関すること。

- 10 事務所内「政策会議」の運営に関する事。
- 11 市等からの要望に関する事。

### 【管理用地課】

#### 管 理 係

- 01 支所の総合調整及び他所との連絡調整に関する事。
- 02 公物管理引継の推進に関する事。
- 03 公物の不法行為対策の総括に関する事。
- 04 道路上における事故処理（管理瑕疵）に関する事。
- 05 地すべり、急傾斜に関する事。
- 06 土砂災害防止に関する事。
- 07 採石法及び砂利採取法に関する事。
- 08 道路占用に関する事。
- 09 道路の復旧命令に関する事。
- 10 道路に係る調査・報告その他の事務に関する事。
- 11 アダプト制度に関する事。
- 12 道路区域に関する事。
- 13 道路の改築承認に関する事。
- 14 特殊車両の通行許可に関する事。
- 15 官民境界に関する事（道路、河川、砂防、海岸）
- 16 河川に関する事。
- 17 砂防に関する事。
- 18 普通河川等保全条例（市の事務を除く）に関する事。
- 19 港湾・一般海域に関する事。
- 20 漁港に関する事。
- 21 海岸に関する事。
- 22 公有水面埋立てに関する事。
- 23 国有財産に関する事。
- 24 道路、河川、砂防、港湾、一般海域及び海岸に係る不法行為及び滞納整理に関する事。

#### 用 地 係

- 01 土木関係公共用土地物件及び住宅用土地物件の取得並びに工事の執行に伴う損失補償に関する事。
- 02 土木関係公共用土地及び住宅用土地の取得に伴う登記の囑託に関する事。
- 03 未登記処理に関する事。

## 【維持課】

### 維持第一・第二係

- 01 道路、河川、砂防、急傾斜の維持補修（苦情・要望対応含む）に関する事。
- 02 交通安全事業（歩道整備、交差点改良、標識・ガードレール・照明設置等）の調査、設計、積算、工事实施及び監督に関する事。
- 03 道路災害防除事業（法面对策等）の調査、設計、工事实施及び監督に関する事。
- 04 除雪・道路パトロールに関する事。
- 05 管理用地課所掌事務（占用・改築等）に係る技術審査に関する事。（港湾、漁港、海岸を除く）
- 06 大竹市・廿日市市への権限移譲の連絡調整に関する事。
- 07 単独災害に関する事。
- 08 アセットマネジメントに関する事。

※担当地域 維持第一係：旧廿日市市・旧宮島町・旧佐伯町

維持第二係：大竹市・旧大野町・旧吉和村

## 【工務課】

### 工務第一・第二係

- 01 道路（交通安全事業を除く）、河川、砂防、都市計画事業関係の調査、設計及び積算、工事監督に関する事。
- 02 公共災害復旧事業に関する事。
- 03 市が国、県の補助、事務委譲を受けて行う土木工事の指導に関する事。
- 04 アセットマネジメントに関する事。
- 05 建設副産物対策、建設発生土の適正処分に関する事。
- 06 公物管理引継ぎに係る調整に関する事。

※担当地域 工務第一係：旧廿日市市・旧宮島町・旧佐伯町

工務第二係：大竹市・旧大野町・旧吉和村

### 港湾整備係

- 01 港湾、漁港、海岸（建設海岸含む）関係事業の調査、設計及び積算、工事監督に関する事。
- 02 港湾、漁港、海岸（建設海岸含む）の公共災害復旧事業に関する事。
- 03 港湾、漁港、海岸（建設海岸含む）の維持修繕（苦情・要望対応含む）及び単独災害に関する事。
- 04 管理用地課所掌事務（占用・改築等）の港湾、漁港、海岸（建設海岸含む）に係る技術審査に関する事。
- 05 アセットマネジメントに関する事。

#### (4) 防災体制

ア 広島県災害対策及び危機対策西部支部の組織及び分掌事務

支 部 長 西部地域危機管理監（西部総務事務所長）

副支部長 西部建設事務所長、西部建設事務所廿日市支所長、西部建設事務所安芸太田支所長  
（ただし、事案対策班を設置する場合は、事案対策班担当事務所の長（支所長））

#### 支部会議

##### （構成員）

- ・西部総務事務所長
- ・西部県税事務所長
- ・西部厚生環境事務所広島支所長
- ・西部農林水産事務所長
- ・西部農業技術指導所長
- ・西部畜産事務所長
- ・西部建設事務所長
- ・北部建設事務所長（安芸高田市）
- ・西部建設事務所安芸太田支所長
- ・広島港湾振興事務所長
- ・県立広島病院事務局長
- ・西部教育事務所長
- ・西部教育事務所芸北支所長
- ・西部県税事務所廿日市分室長
- ・西部厚生環境事務所長
- ・西部保健所長
- ・西部建設事務所廿日市支所長
- ・小瀬川ダム管理事務所長

#### 総括班

班	班 長	班 員
総括班	西部総務事務所総務課参事 （広島）	各構成機関職員
	西部総務事務所総務第二課 参事（廿日市）	

#### 事案対策班

班	班 長	班 員
事案対策班	事案対策班担当事務所の 所長等	事案対策班担当事務所員

実施班（若しくは支援班）

班	班 長	班 員
総務班	西部総務事務所次長（兼）総務課長	西部総務事務所員 西部県税事務所員
	西部総務事務所次長（兼）総務第二課長	西部総務事務所（総務第二課）員 西部県税事務所廿日市分室員
県税班	西部県税事務所長	西部県税事務所員
	西部県税事務所廿日市分室長	西部県税事務所廿日市分室員
厚生環境班	西部厚生環境事務所長	西部厚生環境事務所・保健所員
	西部厚生環境事務所広島支所長	西部厚生環境事務所・保健所広島支所員 県立広島病院職員
農林水産班	西部農林水産事務所長	西部農林水産事務所員 西部農業技術指導所員 西部畜産事務所員
建設班	西部建設事務所長	西部建設事務所員 広島港湾振興事務所員
	北部建設事務所長	北部建設事務所員
	西部建設事務所廿日市支所長	西部建設事務所廿日市支所員 小瀬川ダム管理事務所員
	西部建設事務所安芸太田支所長	西部建設事務所安芸太田支所員
教育班	西部教育事務所長	西部教育事務所員 西部教育事務所芸北支所員

1 総括班

班 長	分掌事務	構成員
【広島地区】 西部総務事務所 総務課参事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 西部支部の運営ならびに西部支部会議に関する事。</li> <li>2 西部支部構成機関の行う応急対策実施の総合調整に関する事。</li> <li>3 対策本部の指令または命令の伝達及び情報の収集・伝達・整理に関する事。</li> <li>4 市町及び関係行政機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 自衛隊等の派遣要請に係る情報連絡及び現地派遣部隊の現地における活動の調整</li> <li>6 地域住民等への被害情報の提供及び被害相談に関する事。</li> <li>7 他の対策支部との連絡調整に関する事。</li> </ol>	西部総務事務所員 2名 西部県税事務所員 1名 西部厚生環境事務所 ・保健所広島支所員 1名 西部農林水産事務所員 1名 西部農業技術指導所員 1名 西部畜産事務所員 1名 西部建設事務所員 1名 西部建設事務所 安芸太田支所員 1名 広島港湾振興事務所員 1名 県立広島病院職員 1名 西部教育事務所員 1名 西部教育事務所芸北支所員 1名

<p>【廿日市地区】 西部総務事務所 総務第二課参事</p>		<p>西部総務事務所員 (総務第二課) 2名 西部県税事務所廿日市分室員 1名 西部厚生環境事務所 ・保健所員 1名 西部建設事務所廿日市支所員 1名 小瀬川ダム管理事務所員 1名</p>
--	--	--

## 2 事案対策班

### (1) ライフライン事故 (断水)

班長	分掌事務	構成員
西部厚生環境事務所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事案対策班の総括に関する事。</li> <li>2 本部事案対策部との連絡調整に関する事。</li> <li>3 支部総括班との連絡調整に関する事。</li> <li>4 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 厚生環境班関係被害の情報収集及び調査に関する事。</li> <li>6 市町の応援給水への支援に関する事。</li> <li>7 飲料水の衛生確保及び健康被害の防止に関する事。</li> <li>8 事案対策従事者の保健指導に関する事。</li> <li>9 災害対策用物資 (備蓄物資及び協定に基づく生活必需品等) の提供に関する事。</li> <li>10 義援金・救援物資の受付、配分に関する事。</li> <li>11 断水地域の医療及び助産救護に関する事。</li> <li>12 社会福祉施設等の被害の情報収集及び援護に関する事。</li> <li>13 被災時の福祉避難所における要援護者の支援に関する事。</li> <li>14 被災時の在宅における要援護者の支援に関する事。</li> <li>15 被災地の防疫に関する事。</li> <li>16 環境汚染事故の対策及び指導に関する事。</li> <li>17 公共用水域の水質保全に関する事。</li> </ol>	西部厚生環境事務所・保健所員

### (2) 渇水

班長	分掌事務	構成員
<p>【広島地区】 ※広島市 安芸郡四町 西部建設事務所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事案対策班の総括に関する事。</li> <li>2 本部事案対策部との連絡調整に関する事。</li> <li>3 支部総括班との連絡調整に関する事。</li> <li>4 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 建設班関係災害の情報収集及び調査に関する事。</li> </ol>	西部建設事務所員
<p>【広島地区】 ※安芸高田市 北部建設事務所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>6 ダムの貯水量等の情報収集及び運用計画に関する事。</li> <li>7 土木管理施設 (空港・港湾等) の使用に関する事。</li> <li>8 河川の水位、流量などの情報収集に関する事。</li> <li>9 土木部関係災害の情報収集及び被害調査に関する事。</li> </ol>	北部建設事務所員
<p>【広島地区】 ※安芸太田町、北広島町 西部建設事務所 安芸太田支所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>10 構成員となっている渇水対策会議関係の情報収集に関する事。</li> <li>11 都市施設の渇水対策及び指導に関する事。</li> </ol>	西部建設事務所 安芸太田支所員

【廿日市地区】 西部建設事務所 廿日市支所長	12 都市施設関係災害の情報収集及び被害調査に関する こと。 13 下水道施設関係災害の情報収集及び被害調査に関する こと。 14 漏水対策（水源確保）に関すること。 ※1 過去の事例：水源確保のためのダム掘削や矢板の設 置	西部建設事務所 廿日市支所員
------------------------------	--	-------------------

(3) 重大な感染症の蔓延（新型インフルエンザ等）

班長	分掌事務	構成員
【廿日市地区】 西部厚生環境事務所長	1 事案対策班の総括に関すること。 2 本部事案対策部との連絡調整に関すること。 3 支部総括班との連絡調整に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 厚生環境班関係施設の感染予防及び感染状況等の情報 収集に関すること。 6 県民への感染予防及び感染状況等の情報提供に関する こと。 7 市町の支援に関すること。 8 必要な資材等の確保及び管理。 9 感染防御用機材、医薬品等の需給に関すること。 10 感染拡大防止の方針策定及び治療・防疫対策等の最新 情報の提供に関すること。	西部厚生環境事務所・ 保健所員
【広島地区】 西部厚生環境事務所・ 保健所広島支所長	11 事案対策従事者の保健指導に関すること。 12 医療提供体制整備の調整に関すること。 13 協力医療機関、感染症指定医療機関との調整。 14 感染症情報の収集（サーベイランス、積極的疫学調査） 及び感染症情報システムによる発生動向調査に関するこ と。 15 院内感染防止に関すること。 16 医療機関との連絡調整に関すること。 17 水道事業者の事業継続への要請に関すること。 18 飲用水の確保に関すること。 19 埋葬、火葬の支援に関すること。 20 ホテル、興行場、公衆浴場等の環境衛生関係営業施設 における衛生確保対策に関すること。 21 食品等事業者に対する感染予防対策や衛生指導の徹底 等に関すること。 22 社会福祉施設等における患者発生に係る情報収集、感 染予防及びまん延防止対策等に関すること。 23 社会的弱者への支援等に係る市町及び関係団体への要 請に関すること。 24 環境汚染事故の対策及び指導に関すること。 25 廃棄物処理（産業廃棄物）業務の継続要請に関するこ と。	西部厚生環境事務所・ 保健所広島支所員

(注) 西部厚生環境事務所・保健所広島支所は、17、18、19、20、23、24 を分掌していないので留意

(4) 重大な動物感染症の蔓延（高病原性鳥インフルエンザ等）

班名・班長	分掌事務	構成員
事案対策班長 (現地防疫対策部 長)	1 現地防疫対策部の総括に関すること。 2 支部総括班との連絡調整に関すること。	西部農林水産事務所長
副班長 (現地防疫対策副 部長)	1 発生公表及び広報に関すること。 2 本部事案対策部との連絡調整に関すること。	西部農林水産事務所次 長

統轄班長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部長及び副部長への報告に関する事。</li> <li>2 班の統轄に関する事。</li> <li>3 現地防疫対策方針の決定と各班長への指示に関する事。</li> </ol>	西部畜産事務所長
管理総括班長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産事務所及び農林事業所各課との調整に関する事。</li> <li>2 物品調達等の取りまとめに関する事。</li> </ol>	西部農林水産事務所農 村振興課長
管理調整班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班員の招集、動員計画の策定に関する事。</li> <li>2 市町、団体等の協力計画に関する事。</li> <li>3 情報収集と広報資料作成に関する事。</li> <li>4 広報連絡(関係機関、市町等)に関する事。</li> <li>5 車両消毒のための道路使用手続きに関する事。</li> <li>6 評価人の選定と依頼に関する事。</li> <li>7 処分家畜及び汚染物品の埋却場所等の選定に関する事。</li> <li>8 中継基地の統轄及び管理に関する事。</li> <li>9 必要な防疫資材及び車両の確保に関する事。</li> </ol>	西部畜産事務所員 西部農林水産事務所農 村振興課員
防疫総括班長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 統轄班長の補佐に関する事。</li> <li>2 現地防疫対策方針の策定に関する事。</li> <li>3 班編成の策定に関する事。</li> <li>4 本部防疫総括班との連絡調整に関する事。</li> </ol>	西部畜産事務所次長
防疫総括副班長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各班の調整に関する事。</li> <li>2 現地防疫対策会議の開催に関する事。</li> <li>3 防疫用資材の購入計画に関する事。</li> <li>4 防疫措置状況の取りまとめと統轄班長への報告に関する事。</li> </ol>	西部畜産事務所防疫課 長
病性鑑定班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農場への検診及び病性鑑定材料の採取に関する事。</li> <li>2 動物衛生研究所への材料の輸送に関する事。</li> <li>3 疫学調査と決定時の現地防疫の企画・準備に関する事。</li> <li>4 病性鑑定検査の実施に関する事。(検査担当)</li> </ol>	西部畜産事務所病性鑑 定課長 西部畜産事務所員 (一般動員者等)
発生現地班 (埋却処理班)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 通行遮断場所の設定に関する事。</li> <li>2 と殺指示書の作成・交付に関する事。</li> <li>3 家畜の殺処分と防疫措置手段の検討に関する事。</li> <li>4 発生農場に常駐し、当面の防疫が一段落するまでの防疫措置に 関する事。</li> <li>5 死体及び汚染物品の埋却、焼却等の指示に関する事。</li> <li>6 通行しゃ断(72時間以内)、殺処分畜、汚染物品の処理及び畜舎 等の消毒に関する事。</li> </ol>	西部畜産事務所員 西部農林水産事務所員 西部農業技術指導所員 (一般動員者等)
評価班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 殺処分予定家畜の評価に関する事。</li> <li>2 へい殺畜等手当金交付規定による動物評価意見具申書、評価 書作成及び畜主との協議に関する事。</li> <li>3 焼埋却費用等の申請手続に関する事。</li> </ol>	西部畜産事務所員 (市町職員等)
検診班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 移動制限・搬出制限地域の巡回検診と摘発検査に関する事。</li> <li>2 検診及び検査材料採取並びに農家台帳の整理に関する事。</li> <li>3 異常家畜発見時の報告及び病性鑑定材料の採材に関する事。</li> </ol>	西部畜産事務所員 (市町職員、民間獣医師 等)
追跡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 疫学関連農場の巡回検診に関する事。</li> <li>2 患畜等と接触した家畜の殺処分又は隔離の指示に関する事。</li> <li>3 検診及び検査材料採取並びに農家台帳の整理に関する事。</li> <li>4 異常家畜発見時の報告及び病性鑑定材料の採材に関する事。</li> </ol>	西部畜産事務所員 (市町職員等)
移動規制班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消毒・検問ポイントの設営に関する事。</li> <li>2 消毒・検問ポイントでの消毒・検問の実施に関する事。</li> <li>3 車両消毒確認書及び通過許可車両証明書の発行に関する事。</li> <li>4 消毒・検問ポイントへの給水の確保、と畜場、家畜市場等の監視 と指示に関する事。</li> </ol>	西部畜産事務所員 西部農林水産事務所員 西部農業技術指導所員 (一般動員者、市町職員 等)

(5) 毒物・劇物事故等

班長	分掌事務	構成員
【廿日市地区】 西部厚生環境事務所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事案対策班の総括に関する事。</li> <li>2 本部事案対策部との連絡調整に関する事。</li> <li>3 支部総括班との連絡調整に関する事。</li> <li>4 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 厚生環境班関係被害の情報収集及び調査に関する事。</li> <li>6 災害救急用医薬品、衛生材料の調達支援に関する事。</li> <li>7 毒物・劇物の安全対策に関する事。</li> <li>8 毒物・劇物事故等の情報収集に関する事。</li> <li>9 毒物・劇物事故等の措置・対策に関する事。</li> </ol>	西部厚生環境事務所・ 保健所員
【広島地区】 西部厚生環境事務所・ 保健所広島支所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>10 毒物・劇物事故等の被害状況の情報収集に関する事。</li> <li>11 災害対策用物資(備蓄物資及び協定に基づく生活必需品等)の提供に関する事。</li> <li>12 義援金・救援物資の受付、配分に関する事。</li> <li>13 被災者の医療及び助産救護に関する事。</li> <li>14 避難住民等の保健衛生対策に関する事。</li> <li>15 事案対策従事者の保健指導に関する事。</li> <li>16 社会福祉施設等の被害の情報収集、対策及び援護に関する事。</li> <li>17 被災時の福祉避難所における要援護者の支援に関する事。</li> <li>18 被災時の在宅における要援護者の支援に関する事。</li> <li>19 飲料水の衛生確保対策に関する事。</li> <li>20 環境汚染事故の対策及び指導に関する事。</li> <li>21 公共用水域の水質保全に関する事。</li> <li>22 被災時における廃棄物処理及び環境衛生施設の復旧指導及び衛生維持に関する事。</li> </ol>	西部厚生環境事務所・ 保健所広島支所員

(注) 西部厚生環境事務所・保健所広島支所は、16、17、18、19を分掌していないので留意

(6) 大気汚染事故

班長	分掌事務	構成員
【廿日市地区】 西部厚生環境事務所長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事案対策班の総括に関する事。</li> <li>2 本部事案対策部との連絡調整に関する事。</li> <li>3 支部総括班との連絡調整に関する事。</li> <li>4 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 厚生環境班関係災害の情報収集及び被害調査に関する事。</li> <li>6 大気汚染事故の対策及び指導に関する事。</li> <li>7 被害状況等の調査及び取りまとめに関する事。</li> <li>8 応急措置に関する事。</li> <li>9 危機時における廃棄物処理及び環境衛生施設の復旧指導及び衛生維持に関する事。</li> <li>10 災害対策用物資(備蓄物資及び協定に基づく生活必需品等)の提供に関する事。</li> <li>11 義援金・救援物資の受付、配分に関する事。</li> <li>12 被災者の医療及び助産救護に関する事。</li> <li>13 避難住民等の保健衛生対策に関する事。</li> <li>14 被災者・事案対策従事者の保健指導に関する事。</li> <li>15 社会福祉施設等の災害の情報収集、災害対策及び援護に関する事。</li> <li>16 災害時の福祉避難所における要援護者の支援に関する事。</li> </ol>	西部厚生環境事務所・ 保健所員

<p>【広島地区】 西部厚生環境事務所・保健所広島支所長</p>	<p>17 災害時の在宅における要援護者の支援に関する こと。 18 災害地の防疫に関すること。 19 災害救急用医薬品、衛生材料及び防疫医材の確保並びに補給配布に関すること。 20 飲料水の安全情報の提供に関すること。 21 毒物劇物情報の提供に関すること。</p>	<p>西部厚生環境事務所・保健所広島支所員</p>
--------------------------------------	--	---------------------------

(注) 西部厚生環境事務所・保健所広島支所は、15、16、17、20 を分掌していないので留意

(7) 水質汚染事故

班長	分掌事務	構成員
<p>【廿日市地区】 西部厚生環境事務所長</p>	<p>1 事案対策班の総括に関すること。 2 本部事案対策部との連絡調整に関すること。 3 支部総括班との連絡調整に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 5 厚生環境班関係災害の情報収集及び被害調査に関すること。 6 原因究明、予防・応急措置の総括に関すること。 7 水質汚染対策及び指導に関すること。 8 公共用水域の水質保全に関すること。 9 水質汚染事故及び被害等の情報の取りまとめに関すること。</p>	<p>西部厚生環境事務所・保健所員</p>
<p>【広島地区】 西部厚生環境事務所・保健所広島支所長</p>	<p>10 水質調査(検査・分析)に関すること。 11 回収された流出油等の処分の指導に関すること。 12 災害対策用物資(備蓄物資及び協定に基づく生活必需品等)の提供に関すること。 13 義援金・救援物資の受付、配分に関すること。 14 被災者の医療及び助産救護に関すること。 15 社会福祉施設等の災害の情報収集、災害対策及び援護に関すること。 16 災害時の福祉避難所における要援護者の支援に関すること。 17 災害時の在宅における要援護者の支援に関すること。 18 災害地の防疫に関すること。 19 薬事、毒物劇物関係団体等との連絡調整に関すること。 20 薬事、毒物劇物の取締り、指導に関すること。 21 飲料水の衛生確保対策に関すること。 22 事案対策従事者の保健指導に関すること。</p>	<p>西部厚生環境事務所・保健所広島支所員</p>

(注) 西部厚生環境事務所・保健所広島支所は、15、16、17、21 を分掌していないので留意

### 3 実施班（若しくは支援班）

班名・班長	分掌事務	構成員
<b>総務班</b> 【広島地区】 西部総務事務所次長 (兼) 総務課長	1 庁舎の保全・管理に関すること。 2 西部支部職員の動員及び調整に関すること。 3 西部支部職員の食料に関すること。 4 公用車の配車に関すること。 5 広報に関すること。 6 西部支部を円滑に運営するうえで必要なことで、他班に属さないもの	西部総務事務所員 (総務課) 西部県税事務所員
【廿日市地区】 西部総務事務所次長 (兼) 総務第二課長		西部総務事務所員 (総務第二課) 西部県税事務所廿日市分室員
<b>県税班</b> 【広島地区】 西部県税事務所長	1 被害による県税の納税猶予及び減免に関すること。	西部県税事務所員
【廿日市地区】 西部県税事務所廿日市分室長		西部県税事務所廿日市分室員
<b>厚生環境班</b> 【廿日市地区】 西部厚生環境事務所長	1 災害救助法に基づく救助に関すること。 (1) 収容施設の供与 (2) 食品・生活必需品の給与及び飲料水の供給 (3) 医療及び助産 (法が適用されない災害や危機が発生した場合にも救助を行うことがある。) 2 県救援物資輸送拠点の運営に関すること。 3 関係施設等の被害情報の収集及び支援に関すること。 4 保健衛生及び食品衛生対策に関すること。 5 防疫に関すること。 6 災害時の保健活動に関すること。	西部厚生環境事務所・保健所員
【広島地区】 西部厚生環境事務所広島支所長		西部厚生環境事務所・保健所広島支所員 県立広島病院職員
<b>農林水産班</b> 西部農林水産事務所長	1 農林水産関係の被害情報の収集及び被害調査に関すること。 2 危機事案発生時等における主要食料の調達・あっせんに関すること。 3 危機事案発生時等における青果物等の流通に関すること。 4 危機事案発生時等における種苗、生産資材、肥料、農薬等の調達、あっせんに関すること。 5 危機事案発生時等における病害虫の防除に関すること。 6 生産流通施設の応急対策及び指導に関すること。 7 危機事案時における家畜伝染病予防、その他家畜衛生に関すること。 8 危機事案時における家畜飼料に関すること。 9 水産物被害に関する応急技術指導に関すること。 10 農地、農業用施設の応急対策及び指導に関すること。 11 危機事案発生時等における木材等の調達、あっせんに関すること。 12 林道、治山施設の応急対策及び指導に関すること。 13 貯木施設の被害予防に関すること。 14 危機事案発生時等における森林病害虫防除に関すること。 15 自然公園施設等の被害情報の収集、応急対策及び指導に関すること。	西部農林水産事務所員 西部農業技術指導所員 西部畜産事務所員

<b>建設班</b> <b>【広島地区】</b> ※広島市 安芸郡四町 西部建設事務所長	1 土木建築関係の被害情報の収集及び被害調査に関すること。 2 広島県水防計画に基づく水防地方本部に関すること。 3 土木関係応急対策資材及び機械の調達、あっせんに関すること。	西部建設事務所員 広島港湾振興事務所員
<b>【広島地区】</b> ※安芸高田市 北部建設事務所長	4 河川の応急対策及び指導に関すること。 5 道路、橋梁の応急対策及び指導に関すること。 6 砂防・急傾斜施設等の応急対策及び指導に関すること。	北部建設事務所員
<b>【広島地区】</b> ※安芸太田町、北広島町 西部建設事務所 安芸太田支所長	7 都市施設の応急対策及び指導に関すること。 8 港湾・漁港施設及び海岸の災害対策及び指導に関すること。	西部建設事務所安芸太田支所員
<b>【廿日市地区】</b> 西部建設事務所 廿日市支所長		西部建設事務所廿日市支所員 小瀬川ダム管理事務所員
<b>教育班</b> 西部教育事務所長	1 教育委員会関係の被害情報の収集及び被害調査に関すること。 2 教育関係義えん金に関すること。 3 被災公立学校生徒、児童の応急教育及び学用品の給付に関すること。 4 応急対策の活動に協力する女性会、青年団等の連絡に関すること。	西部教育事務所員 西部教育事務所芸北支所員

イ 廿日市水防地方本部事務分掌

地方本部長 西部建設事務所廿日市支所長 副本部長 次長（事務）・次長（技術）

班 別	事 務 分 掌
資 材 班 (管理用地課員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防資材及び器具の調達に関すること。</li> <li>2 水防資材及び器具の輸送に関すること。</li> <li>3 自動車等輸送手段の確保に関すること。</li> </ol>
情報連絡班 (管理用地課員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象状況を県本部から受信し、関係水防管理団体へ通知する。</li> <li>2 雨量、水位及び潮位の状況を水防テレメータシステム等により受信し、必要に応じて関係水防管理団体へ連絡し、又は緊急を要する場合、下流の関係地方本部へ通知する。</li> <li>3 その他、気象、水位、雨量及び潮位の連絡に関すること。</li> <li>4 洪水予報を受信し、関係水防管理団体に連絡する。</li> <li>5 水防警報を発令し、又は大臣発令の警報を関係水防管理者へ通知する。</li> <li>6 水防警報を発令し、又は通知した事項を県本部へ報告する。</li> <li>7 はん濫注意水位、避難判断水位並びにはん濫危険水位到達情報を関係水防管理者へ通知する。</li> <li>8 はん濫注意水位、避難判断水位並びにはん濫危険水位到達情報を通知した事項を県本部へ報告する。</li> <li>9 ダム等の操作状況の通知を受け、県本部へ連絡する。</li> <li>10 溜池等の門扉の開閉状況の通知を受ける。</li> </ol> <p>※ R6.4 現在、当支所において水防警報を発令する河川はない。</p>
水防対策班 (事業調整特別班員) (維持課員) (工務課員)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県有水防資材及び器具の使用配分を決定する。</li> <li>2 決壊等の通知を受けたときは、県本部へ連絡する。</li> <li>3 避難のための立退きを指示する。</li> <li>4 水防作業の技術指導に関すること。</li> <li>5 被害状況を取りまとめ、県本部へ連絡する。</li> <li>6 その他、水防対策に関すること。</li> </ol>

(注) 優先通行標識、身分証票の交付その他一般庶務については、総務第二課が行う。

### 3 事業費 (1) 公共事業

令和7年4月1日(単位:千円・%)

区分	事業名	R6年度 当初		R6年度 最終		R7年度 当初		当初比 (B)/(A)	
		箇所数	事業費(A)	箇所数	事業費	箇所数	事業費(B)		
公共事業	道路事業	(1)	(7,600)	(2)	(112,600)				
		6	395,600	6	353,600	5	303,200	77%	
		(4)	(100,800)	(4)	(102,900)	(5)	(60,830)		
		交通安全	4	72,000	5	103,500	4	249,900	347%
		道路災害防除 (橋梁補修)	3	358,890	4	411,890	3	203,700	57%
		道路災害防除	2	(71,000)	(2)	(92,340)	(1)	(103,892)	
		3	333,113	3	311,773	6	308,660	93%	
	舗装道補修・除雪	(1)	(31,000)	(1)	(38,000)				
	1	12,600	1	12,600	1	12,600	100%		
	<b>道路小計</b>	<b>(10)</b>	<b>(450,400)</b>	<b>(11)</b>	<b>(585,840)</b>	<b>(8)</b>	<b>(498,722)</b>	<b>92%</b>	
	17	1,172,203	19	1,193,363	19	1,078,060			
	河川事業	(2)	(130,547)	(2)	(183,047)	(2)	(86,100)		
		河川改修	1	63,000	2	105,000	1	81,900	130%
		(3)	(76,666)	(3)	(76,666)	(2)	(101,108)		
		海岸高潮対策	2	63,000	3	151,200			皆減
	<b>河川小計</b>	<b>(5)</b>	<b>(207,213)</b>	<b>(5)</b>	<b>(259,713)</b>	<b>(4)</b>	<b>(187,208)</b>	<b>65%</b>	
	3	126,000	5	256,200	1	81,900			
	砂防事業	(19)	(323,262)	(19)	(315,303)	(16)	(271,063)		
		通常砂防	16	355,950	17	333,900	17	295,420	83%
		(11)	(205,845)	(11)	(203,955)	(9)	(97,235)		
急傾斜地崩壊対策		11	176,400	12	106,989	11	112,245	64%	
<b>砂防小計</b>	<b>(30)</b>	<b>(529,106)</b>	<b>(30)</b>	<b>(519,257)</b>	<b>(25)</b>	<b>(368,298)</b>	<b>77%</b>		
27	532,350	29	440,889	28	407,665				
街路事業	(1)	(63,000)	(1)	(44,000)	(1)	(31,200)			
	街路改良	1	31,200	1	31,200	1	15,600	50%	
<b>街路小計</b>	<b>(1)</b>	<b>(63,000)</b>	<b>(1)</b>	<b>(44,000)</b>	<b>(1)</b>	<b>(31,200)</b>	<b>50%</b>		
1	31,200	1	31,200	1	15,600				
港湾事業	(4)	(430,000)	(4)	(430,000)	(3)	(224,200)			
	港湾整備交付金	3	552,000	3	614,000	3	576,000	104%	
	(2)	(113,000)	(1)	(103,200)	(1)	(149,000)			
	みなとの賑わいづくり	1	250,000	1	188,000	1	260,000	104%	
	港湾改修費							皆増	
	(1)	(47,000)	(1)	(47,000)	(2)	(63,400)			
	港湾海岸保全	1	53,000	2	74,000	2	32,000	60%	
(1)	(29,200)	(1)	(29,200)						
港湾補修費					1	22,000	皆増		
<b>港湾小計</b>	<b>(8)</b>	<b>(619,200)</b>	<b>(7)</b>	<b>(609,400)</b>	<b>(6)</b>	<b>(436,600)</b>	<b>104%</b>		
5	855,000	6	876,000	7	890,000				
漁港事業	(1)	(10,800)	(1)	(10,800)					
	地域水産物供給基盤整備	1	10,500	1	10,500	1	9,450	90%	
	(1)	(23,000)	(1)	(23,000)	(1)	(25,200)			
	漁港海岸保全	1	52,500	1	52,500	1	52,500	100%	
<b>漁港小計</b>	<b>(2)</b>	<b>(33,800)</b>	<b>(2)</b>	<b>(33,800)</b>	<b>(1)</b>	<b>(25,200)</b>	<b>98%</b>		
2	63,000	2	63,000	2	61,950				
災害復旧事業	(19)	(276,986)	(22)	(213,986)	(17)	(197,887)			
	災害復旧	1	32,752	13	176,244	2	34,650	106%	
<b>災害小計</b>	<b>(19)</b>	<b>(276,986)</b>	<b>(22)</b>	<b>(213,986)</b>	<b>(17)</b>	<b>(197,887)</b>	<b>106%</b>		
1	32,752	13	176,244	2	34,650				
<b>公共計</b>	<b>(75)</b>	<b>(2,179,705)</b>	<b>(78)</b>	<b>(2,265,996)</b>	<b>(62)</b>	<b>(1,745,115)</b>			
56	2,812,505	75	3,036,896	60	2,569,825	91%			
<b>公共合計(現年・繰越)</b>	<b>131</b>	<b>4,992,210</b>	<b>153</b>	<b>5,302,892</b>	<b>122</b>	<b>4,314,940</b>	<b>86%</b>		

1 ( )書きは前年度繰越額で外数。

## (2) 単独事業

令和6年4月1日(単位:千円・%)

区分	事業名	R5年度当初		R5年度最終		R6年度当初		当初比 (B)/(A)
		箇所数	事業費(A)	箇所数	事業費	箇所数	事業費(B)	
街路事業	街路改良	(2)	(16,605)	(1)	(4,980)	(1)	(1,400)	
		2	2,000	1	16,000	2	1,580	79%
	<b>街路小計</b>	<b>(2)</b>	<b>(16,605)</b>	<b>(1)</b>	<b>(4,980)</b>	<b>(1)</b>	<b>(1,400)</b>	<b>79%</b>
		<b>2</b>	<b>2,000</b>	<b>1</b>	<b>16,000</b>	<b>2</b>	<b>1,580</b>	<b>79%</b>
道路事業	道路改良	(6)	(97,414)	(6)	(65,414)	(6)	(100,979)	
		5	127,500	7	101,066	9	307,700	241%
	交通安全(1種)	(1)	(3,000)	(1)	(3,000)	(1)	(7,000)	
		3	11,200	3	11,200	3	11,200	100%
	交通安全(2種)	(1)	(3,260)	(1)	(3,260)	(1)	(3,260)	
	1	18,900	1	18,900	1	21,000	111%	
道路維持修繕	(4)	(176,980)	(4)	(176,980)	(6)	(221,669)		
	14	959,911	15	1,008,911	19	856,700	89%	
<b>道路小計</b>	<b>(12)</b>	<b>(280,654)</b>	<b>(12)</b>	<b>(248,654)</b>	<b>(14)</b>	<b>(332,908)</b>	<b>107%</b>	
	<b>23</b>	<b>1,117,511</b>	<b>26</b>	<b>1,140,077</b>	<b>32</b>	<b>1,196,600</b>	<b>107%</b>	
河川事業	河川改良	(3)	(210,000)	(3)	(210,000)	(4)	(129,336)	
		4	160,000	4	160,000	4	175,000	109%
	護岸等維持修繕	(2)	(37,000)	(3)	(52,000)	(1)	(35,000)	
		5	55,319	6	63,319	5	54,250	98%
	河道浚渫	(2)	(57,210)	(1)	(42,210)	(2)	(21,000)	
		2	115,000	2	115,000	2	110,000	96%
	海岸維持修繕	(1)	(6,095)	(1)	(6,095)	(1)	(18,500)	
	2	34,100	2	34,100	2	31,800	93%	
市町土木工事受託費(非公)					(2)	(17,389)		
	2	70,000	2	70,000	2	43,000	61%	
<b>河川小計</b>	<b>(8)</b>	<b>(310,305)</b>	<b>(8)</b>	<b>(310,305)</b>	<b>(10)</b>	<b>(221,225)</b>	<b>95%</b>	
	<b>15</b>	<b>434,419</b>	<b>16</b>	<b>442,419</b>	<b>15</b>	<b>414,050</b>	<b>95%</b>	
砂防事業	通常砂防	(1)	(1,706)	(2)	(13,816)	(2)	(14,881)	
		2	28,000	2	19,720	1	30,000	107%
	砂防維持修繕	(1)	(8,000)	(1)	(12,049)			
		7	38,600	7	39,100	8	35,000	91%
	急傾斜地崩壊対策	(1)	(5,955)					
急傾斜地維持修繕			(1)	(5,955)	(2)	(6,600)		
	4	18,770	4	18,770	4	18,870	101%	
<b>砂防小計</b>	<b>(3)</b>	<b>(15,661)</b>	<b>(4)</b>	<b>(31,820)</b>	<b>(4)</b>	<b>(21,481)</b>	<b>98%</b>	
	<b>13</b>	<b>85,370</b>	<b>13</b>	<b>77,590</b>	<b>13</b>	<b>83,870</b>	<b>98%</b>	
港湾事業	港湾改良	(6)	(83,230)	(6)	(83,230)	(6)	(26,017)	
		7	100,600	7	103,600	9	76,645	76%
	港湾維持修繕	(1)	(44,719)	(1)	(46,219)	(1)	(35,000)	
		1	42,000	1	67,000	3	75,312	179%
	造成地分譲促進(特会)							
	上屋建設(特会)							
広島港基本施設運営費・その他運営費								
市町土木工事受託費(非公)	(1)	(184,200)	(1)	(184,200)	(1)	(102,400)		
	2	215,500	2	215,500	2	112,800	52%	
<b>港湾小計</b>	<b>(8)</b>	<b>(312,149)</b>	<b>(8)</b>	<b>(313,649)</b>	<b>(8)</b>	<b>(183,417)</b>	<b>74%</b>	
	<b>10</b>	<b>358,100</b>	<b>10</b>	<b>386,100</b>	<b>14</b>	<b>264,757</b>	<b>74%</b>	
漁港事業	漁港改良	(1)	(4,800)	(1)	(4,800)			
		1	2,000	1	2,000	1	2,000	100%
	漁港維持修繕	(1)	(3,219)	(1)	(3,219)	(1)	(1,500)	
	1	5,500	1	5,500	1	5,500	100%	
<b>漁港小計</b>	<b>(2)</b>	<b>(8,019)</b>	<b>(2)</b>	<b>(8,019)</b>	<b>(1)</b>	<b>(1,500)</b>	<b>100%</b>	
	<b>2</b>	<b>7,500</b>	<b>2</b>	<b>7,500</b>	<b>2</b>	<b>7,500</b>	<b>100%</b>	
総合維持	総合維持修繕	(1)	(2,317)	(2)	(60,095)	(1)	(60,417)	
				1	152,222			
<b>総合維持小計</b>	<b>[1]</b>	<b>[2,317]</b>	<b>[2]</b>	<b>[60,095]</b>	<b>[1]</b>	<b>[60,417]</b>		
			<b>1</b>	<b>152,222</b>				
災害復旧	単独災害復旧							
	<b>単独災害小計</b>							
<b>単独計</b>		<b>(36)</b>	<b>(945,710)</b>	<b>(37)</b>	<b>(977,523)</b>	<b>(39)</b>	<b>(802,346)</b>	<b>98%</b>
		<b>65</b>	<b>2,004,900</b>	<b>69</b>	<b>2,221,908</b>	<b>78</b>	<b>1,968,357</b>	<b>98%</b>
<b>単独合計(現年・繰越)</b>		<b>101</b>	<b>2,950,610</b>	<b>106</b>	<b>3,199,431</b>	<b>117</b>	<b>2,770,703</b>	<b>94%</b>
<b>公共・単独合計(現年・繰越)</b>		<b>232</b>	<b>7,942,820</b>	<b>259</b>	<b>8,502,323</b>	<b>239</b>	<b>7,085,643</b>	<b>89%</b>

1 ( )書きは前年度繰越額で外数。

## 4 業務の概要

### (1) 用地補償の状況

令和6年度実績

(令和7年3月31日)

事業名		用地補償費 (千円)	事業箇所数 (箇所)	土地取得面積 (㎡)	家屋移転件数 (件)	備考
公共事業	道路災害防除	320	4	5,002	0	
	道路改良	3,000	1	620	0	
	河川改修	9,817	1	0	0	
	通常砂防	12,087	2	7,734	1	
	急傾斜地崩壊対策	941	3	5,825	0	
	総合維持修繕	0	1	3,278	0	
	港整備	193,431	1	1,003	4	
	みなとの賑わいづくり	35,859	1	0	0	
計		255,455	14	23,462	5	
単県事業	道路災害防除	0	1	1,086	0	
	道路改良	2,024	2	417	0	
	河川改良	28,697	3	4,409	2	
	計	30,721	6	5,912	2	
合計		286,176	20	29,374	7	

令和7年度計画

(令和7年4月1日)

事業名		用地補償費 (千円)	事業箇所数 (箇所)	土地取得面積 (㎡)	家屋移転件数 (件)	備考
公共事業	交通安全施設等整備	120,704	5	750	1	
	道路改良	4,600	2	1,000	0	
	通常砂防	48,851	4	3,744	0	
	急傾斜区崩壊対策	2,100	3	3,200	0	
	港整備	153,000	2	1,415	2	
	みなと賑わいづくり	9,000	1	0	0	
	基盤整備	6,000	1	0	0	
	計	344,255	18	10,109	3	
単県事業	道路改良	6,500	1	170	0	
	河川改良	3,300	2	1,868	0	
	都市計画街路	500	1	1	0	
	計	10,300	4	2,039	0	
合計		354,555	22	12,148	3	

## (2) 管理行政の状況

### ア 概況

当事務所が管理する公共施設は、道路施設として国道県道合わせて 30 路線、延長約 264km、河川施設は一級河川、二級河川合わせて 14 河川、延長 112km、砂防指定地 206 地区、急傾斜地崩壊危険区域 146 地区、地すべり防止区域 1 地区、また、港湾・漁港として、地方港湾 2 港、第 2 種漁港 2 港、その他に海岸保全区域として 23 海岸となっている。

これらの施設の管理に当たっては、近年管理瑕疵に対する管理者責任が厳しく追求される傾向にあり、日頃から適正管理に努めているところである。

また、不法行為に対しても、パトロールの実施等によって適正な指導を行い、違反防止に努めている。

### イ 許認可件数

許認可事務の名称	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考(6年度の内訳)
道路占用許可	273	266	241	新規 118 更新 111
道路工事施行承認	21	9	8	
道路工事施行命令	42	34	49	
特殊車両通行許可	66	36	56	新規 53 更新 3
河川法の許可	105	83	64	新規 42 更新 22
普通河川等の工事許可	56	37	40	(砂防と同時申請分を含む)
砂防指定地域内制限行為 砂防施設占用許可	318	238	220	新規 36 更新 120 行為 64
地すべり・急傾斜地崩壊危険 区域内制限行為許可	13	13	12	地すべり 0 急傾斜 12
岩石採取計画認可	0	0	0	(知事認可)
砂利採取許可	0	0	0	
港湾区域内占用許可	18	17	10	新規 7 更新 3
港湾施設関係の協議・許可	8	6	5	新規 3 更新 2
漁港区域内占用許可	11	6	3	新規 3 更新 0
漁港施設関係の協議・許可	4	1	0	新規 0 更新 0
海岸保全区域占用許可	39	44	33	新規 18 更新 15
一般海域占用許可等	16	27	17	新規 12 更新 5
公有水面埋立事前審査	0	0	0	
公有水面埋立免許	0	0	0	
公有水面埋立竣工認可	0	0	0	
無願埋立地現状回復義務免除	0	0	0	
その他の公有水面埋立法の認可	0	0	0	

許認可事務の名称	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考(6年度の内訳)
境界確定協議	40	23	22	道路11 河川9 砂防1 海岸1 一般海域0 港湾0 漁港0
境界確定証明	0	2	0	道路0 河川0
道路幅員証明	1	2	4	道路3 港湾1

#### ウ 許認可以外の処理件数

事務の名称	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
道路区域決定・変更・供用開始	2	0	2	
道路上の事故処理	2	4	2	
特殊車両通行協議回答	233	257	234	
砂防指定地の指定	0	1	5	
急傾斜地崩壊危険区域の指定	0	1	2	
国有財産の財務省引継	0	0	0	
都計法等による財産の帰属	0	0	0	
廃道敷の引継	0	0	1	
廃川敷の引継	0	0	0	

#### エ 広島県アダプト制度

マイロードシステム、ラブリバー制度を統合して、平成20年度からアダプト団体に活動奨励金を支給する広島県アダプト活動支援事業がスタートし、住民・企業・団体等と県・市・NPO法人が協力して、道路・河川の管理・美化活動に取り組んでいる。

#### アダプト活動認定団体数

(令和7年4月1日現在)

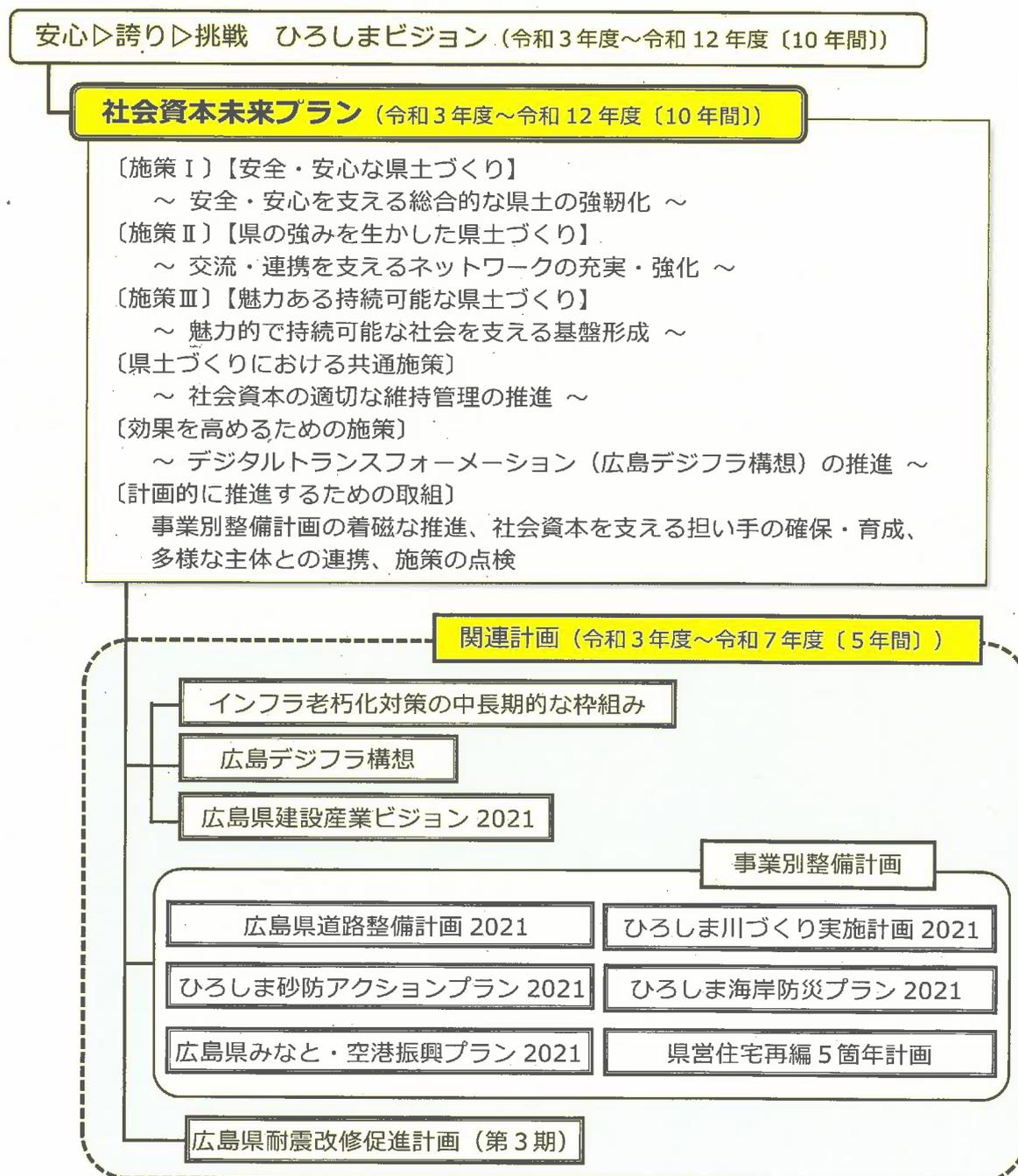
区分	認定数	活動人員(人)	活動距離(m)	備考
マイロード	52	1,214	44,419	
ラブリバー	10	269	4,044	
合計	62	1,483	48,463	

## 5 主要施策

### (1) 社会資本未来プラン及び関連計画等の策定

本県においては、「社会資本未来プラン」及び道路、河川等の事業別整備計画などの「関連計画」に基づき、戦略的・計画的な社会資本の整備などを進めてきたところであり、これまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえるとともに、新たな県の総合計画として令和2年10月に策定した「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」の目指す姿の実現を支えるため、今後10年間の社会資本分野の基本方針として、新たな「社会資本未来プラン（以下「プラン」という。）」及び「関連計画」等を令和3年3月に策定しました。

#### 〔社会資本未来プラン及び関連計画体系図〕



(2) 管内の施策別の重点事業

【施策1】安全・安心を支える総合的な県土の強靱化

- ◆ 激甚化する豪雨等に対する総合的な治水・土砂災害対策等の推進
- ◆ 災害時に機能する道路ネットワークの機能強化
- ◆ 切迫する巨大地震に対する津波対策や耐震化の推進
- ◆ 安全で快適な道路空間の形成

【主な事業（箇所）】（R3～R7年度）

事業名	箇所名（所在地・地区名）	事業概要
河川改修	二級河川永慶寺川（廿日市市大野中央）	堤防護岸整備
砂防	道秀原川（廿日市市津田）	砂防堰堤
急傾斜地崩壊対策	地御前二丁目A地区（廿日市市地御前二丁目）	急傾斜地崩壊対策
道路災害防除	一般国道186号 翠橋（大竹市）	橋梁耐震補強
海岸保全	大竹港海岸 三菱地区（大竹市御幸町）	護岸整備
交通安全	一般国道2号（廿日市市広島総合病院前）	歩道整備

ア 河川改修等

県民の安全な環境づくりのため、都市河川の二級河川永慶寺川を地震高潮対策事業及び河川改修事業により重点的に整備を進めるとともに、地域に親しまれる水辺空間を創出する。その他、一級河川小瀬川水系小瀬川（廿日市市浅原）及び玖島川（大竹市栗谷町及び廿日市市友田）において、河川改修事業を進めている。



河川改修事業 永慶寺川（廿日市市大野）

## イ 砂防、急傾斜地崩壊対策

災害に強い地域づくりを目標に、防災拠点や避難所、住宅密集地、重要交通網や要配慮者施設等重要施設の保全を重点施策として、過去に災害履歴の多い緊急性の高い箇所から、溪流の土石流対策施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備を実施する。



通常砂防事業 縦谷川（廿日市市宮島町）  
令和3年度完成



急傾斜地崩壊対策事業 篠尾地区  
（廿日市市天神）  
令和6年度完成

## ウ 道路法面災害防除・橋梁耐震補強

道路法面からの落石等を防ぐ道路災害防除や地震による落橋等の通行不能を防ぐ橋梁耐震補強を順次進めていき、災害に強い道路ネットワークの強化を図る。



施工前



施工後

一般国道186号 道路法面災害防除工事  
（廿日市市浅原）



施工前



施工後

一般国道 186号 翠橋耐震補強工事（大竹市油見三丁目）

## エ 海岸保全

広島沿岸域は干満差が大きく、台風の通過コースにあたることも多いなど、異常潮位に対して極めて不利な立地条件にあるため、過去に大規模な高潮災害が数多く発生してきた。このような高潮、波浪等による被害から人命、財産を守ることを目的として海岸保全事業として高潮対策工事を実施している。

廿日市支所管内においては、平成 23 年度から地御前漁港海岸、塩屋漁港海岸、平成 26 年度から大竹港海岸（三菱地区）、平成 27 年度から大野海岸（大国蛭ヶ崎地区海岸、早時地区海岸）の工事を実施している。このうち、塩屋漁港海岸については平成 27 年度、地御前漁港海岸（1 工区）については平成 29 年度に護岸工事を完成させた。令和 4 年度から地御前漁港海岸（2 工区）、柿ノ浦地区海岸の調査設計業務を実施し、工事を進めている。



地御前漁港海岸（1 工区）



塩屋漁港海岸



大竹港海岸（三菱地区）



大野海岸大国蛭ヶ崎地区海岸



大野海岸早時地区海岸



地御前漁港海岸（2工区）

## オ 交通安全

歩行者、自転車等の交通の安全性を向上させるため、管内各市の作成する「通学路交通安全プログラムにおける対策箇所」を中心に、「広島県道路整備計画 2021」に基づき歩道等の整備を進めていく。



施工前



施工後

交通安全事業 一般県道 乙瀬小方線（大竹市御園）

一般国道2号（廿日市市J A広島総合病院前）や主要地方道廿日市佐伯線（廿日市市岩組）外で、歩道拡幅を進めることにより、歩道空間の安全確保を図る。

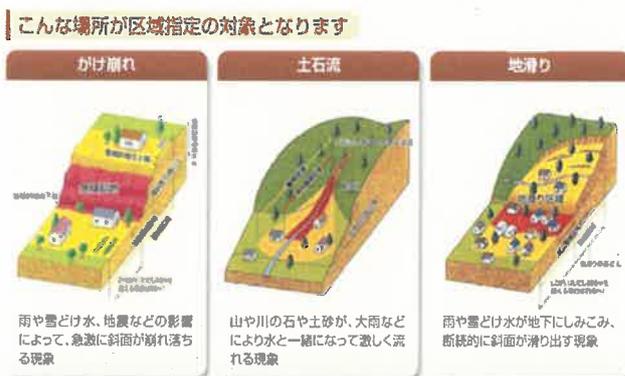
## カ 土砂災害警戒区域等の指定

近年の気象条件の激化による集中豪雨の増加等、災害リスクが高まっている中で、県民みんなで「災害死ゼロ」を目指す取組を進め、災害に強い県土づくりを進める必要がある。

特に、平成 26 年、30 年に県内で発生した土砂災害では、甚大な被害が発生しており、施設整備等のハード対策を推進するとともに、ソフト対策を着実に推進していくことが極めて重要と認識している。

このことを踏まえ、土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を加速化させ、市町の警戒避難体制の支援や新規宅地開発の抑制を行い、ハードとソフト対策により総合的な防災対策を実施する。

令和 7 年 5 月末時点で廿日市支所管内における土砂災害警戒区域等の指定状況は 2,243 箇所（内訳：急傾斜地 1,351 箇所、土石流 886 箇所、地滑り 6 箇所）である。



土砂災害警戒区域等の認知度向上を図る取組として、令和 3 年度から令和 6 年度にかけて小学校区ごとに「土砂災害警戒区域等を示した標識」を設置した。



「土砂災害警戒区域を示した標識」  
吉和ふれあい交流センター

## キ 放置艇対策

### (ア) 目的

地方港湾厳島港・大竹港、第2種漁港塩屋漁港、一般海域において、放置艇となっている全てのプレジャーボートの係留保管の適正化を図る。

### (イ) 事業の概要

平成30年3月に策定された「放置艇解消のための基本方針」に基づき、小型船舶用泊地及び放置等（重点放置）禁止区域の指定による係留許可、撤去指導により、秩序ある適正な保管状態とする。

### (ウ) 許可艇・放置艇数の推移（年度末）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
許可艇数	29	28	28	144
放置艇数	397	385	276	115

### (エ) 小型船舶用泊地及び禁止区域の指定状況

	地 区 名	小型船舶用泊地の 指定日	禁 止 区 域 の 指定（施行）日
地方港湾 厳島港	清盛神社	令和3年5月27日	令和3年8月23日
	ホテルみや離宮		
	宮島フェリーターミナル横 1・2		
	宮島町780地先		
	杉之浦海水浴場地区1・2		
地方港湾 大竹港	小方南地区	令和6年9月9日	令和6年12月1日
	飛石地区		
	小方地区		
第二種漁港 塩屋漁港	塩屋漁港地区1～5	令和7年1月17日	令和3年3月15日 令和7年3月31日
一般海域	下の浜地区 外7地区	—	令和7年2月1日
	多々良潟地区 外3地区	—	令和7年3月10日

【施策Ⅱ】 交流・連携を支えるネットワークの充実・強化

- ◆ 観光振興に資する基盤整備
- ◆ 生産性の向上など企業活動を支える物流基盤の充実

【主な事業（箇所）】（R3～R7年度）

事業名	箇所名（所在地・地区名）	事業概要
港湾改修	厳島港宮島口地区	旅客棧橋等整備
港湾改修	大竹港東栄地区	臨港道路の整備
道路改良	（一）廿日市環状線（廿日市市平良～佐方）	新機能都市開発事業に伴う道路整備

ク 港湾改修

【厳島港の沿革】

厳島港は、胡町及び宮島口地区を中心に年間船舶乗降人員が9,564千人（全国1位、令和5年）、入港船舶隻数70千隻（全国1位、令和5年）を誇る広島県管理の地方港湾で、日本三景・世界文化遺産の島である宮島の観光港及び住民の生活港として利用されている。厳島港の歴史は、6世紀の厳島神社の創建と共にはじまったといわれており、江戸時代には北前船等の商船が多く寄航し、大いに繁栄を極めたと言われている。また、明治30年の山陽鉄道厳島駅（現 JR 西日本宮島口駅）の開業に合わせ、宮島口に宮島への定期航路が就航したことなどにより旅客の利用が増加して、現在では国内外からの多くの観光客で賑わっていることから、公共棧橋等の整備を進めるため平成23年3月に新たに宮島口を港湾区域に編入した。

（宮島口地区）

世界文化遺産「厳島神社」の玄関口として、JR山陽本線及び広島電鉄宮島線と宮島航路を結ぶ交通結節点となっている。しかしながら、棧橋が老朽化しており、また、旅客ターミナル周辺の土地の不足から来訪者の集合スペースが確保されていない状況である。このようなことから、世界文化遺産「厳島神社」の玄関口としてふさわしい港湾機能を確保するため、浮棧橋、旅客ターミナル、旅客埠頭用地、緑地及び臨港道路を整備する。

平成25年度から埋立工事に着手し、フェリー航路を休止することなく工事を進め、平成30年度に埋立工事を竣功させた。平成30年度には大棧橋屋根及び旅客ターミナルの建設に着手し、令和2年2月29日に記念式典とともに供用開始を行った。また、令和5年3月1日には立体駐車場、令和6年3月末には広島電鉄広場と連携した港湾緑地を供用開始し、名称を「宮島しゃもじ広場」とした。

今年度は、臨港道路の整備を進める。

着工前



整備状況



巖島港整備事業（宮島口地区）

### 【大竹港の沿革】

大竹港は、広島県の西端に位置し、小瀬川を挟んで山口県和木町、岩国市とともに臨海工業地帯を形成する大竹市の海上輸送拠点である。

大竹港は晴海地区、小方地区、飛石地区、御幸地区、東栄地区の5地区により構成されている。東栄地区には、主な現有係留施設として、東栄4号岸壁(-11m) L=230m 1バース、東栄3号岸壁(-7.5m) L=130m 1バースなどを有しており、その主な取扱貨物は、化学薬品、石炭、LPG(液化石油ガス)などがある。背後の企業用地には化学繊維や石油化学工業、パルプ・紙加工品製造業を主体とした企業、及び、物流関係企業が進出している。

### (東栄地区臨港道路整備事業)

大竹港東栄地区から国道2号までの港湾関係車両の交通の円滑化・物流の効率化を図るとともに、周辺地域の交通環境の改善、歩行者の安全確保を図るため、約1.2kmの2車線臨港道路の整備を行う。

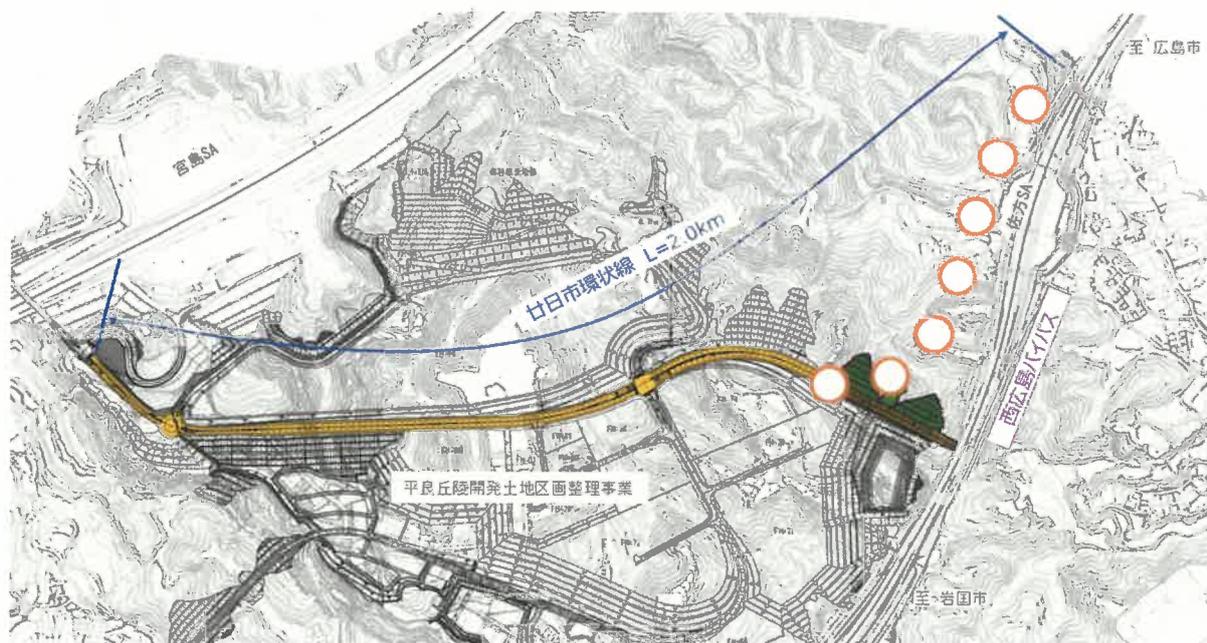
令和3年度に詳細設計、令和4年度には用地測量及び工事に着手した。今年度は、用地買収及び工事を進める。



大竹港東栄地区臨港道路整備事業

## ケ 道路改良

一般県道廿日市環状線（佐方～上平良）は、観光・交流施設や工業施設等を配置する予定である平良丘陵開発土地地区画整理事業の区域内を貫く幹線道路として整備することとしており、この開発事業と連携しながら、平成31年度から調査や設計を進めているところである。今年度は、道路詳細設計、用地測量を行うこととしている。



〔施策Ⅲ〕 魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成

- ◆ 中山間地域・島嶼部など地域を支える交通・産業基盤の確保
- ◆ 安全・安心に暮らせる集約型都市構造の形成

【主な事業（箇所）】（R3～R7年度）

事業名	箇所名（所在地・地区名）	事業概要
道路改良	一般国道488号（東山バイパス）	道路整備
街路整備	（都）佐方線（廿日市市桜尾本町～城内）	街路整備
道路再生改良	（一）虫道廿日市線（廿日市市玖島）	待避所設置
港湾改修	大竹港小方地区	浮棧橋等整備

## コ 道路改良

人・物・情報が行き交う道路ネットワークの確立を目指して、国道並びに県道の整備促進を図る。

一般国道488号は、山陽と山陰を結ぶ幹線道路であり、地域住民の定住、観光開発、産業経済の発展、地域振興という基盤整備に大きな役割を担った主要路線に位置づけられている。

このうち、廿日市市吉和から広島市佐伯区湯来町までの東山バイパスは区間延長 8,200 m（県施工 3,700m）の線形不良箇所を解消することにより、観光資源である県立もみのき森林公園へのアクセス向上を図ることを目的とし、平成元年より道路改良に着手し、すでに用地買収は完了しており、早期完成に向け整備を進めている。



一般国道488号の工事状況（廿日市市吉和）



一般国道 488 号の現道 (廿日市市吉和)

このほか、一般国道 186 号 (大竹市油見三丁目～北栄)、主要地方道廿日市佐伯線 (廿日市市峠)、主要地方道大竹湯来線 (大竹市玖波)、一般県道虫道廿日市線 (廿日市市原) の道路改良事業を実施中である。いずれの事業も幅員の拡幅及び線形不良箇所の解消を目指し、早期の事業効果を発揮できるよう事業を進めている。

また、平成 28 年度より着手した一般県道虫道廿日市線 (廿日市市吉末) は令和 6 年度に完成した。



一般県道 虫道廿日市線 三段橋完成 (廿日市市吉末)

## サ 街路整備

廿日市市の市街地は、狭隘な平地部に J R、広島電鉄、国道 2 号と東西を結ぶ主要交通施設が平行し市街地が分断されているため、南北方向への交通路の確保が課題となっている。

このため、廿日市駅北土地区画整理事業と連携し、増大する交通量への対応、廿日市市中心街への円滑な交通の確保、防災性の向上を図るため、都市計画道路佐方線の整備に向

けて、平成 19 年度から事業に着手、平成 25 年度には事業認可を取得し、今年度は引続き用地買収を促進する。なお取得した用地の一部は廿日市市に管理を委託しイベント等に利用されている。

### れんげ祭り



佐方線（廿日市市桜尾 3 丁目～佐方）

### シ 道路再生改良

既存道路の局所的な線形改良や待避所設置、また、交差点の部分拡幅による渋滞対策など、当面の交通課題を解消するため、道路再生改良事業を実施する。今年度は、廿日市佐伯線（廿日市市津田）、一般県道虫道廿日市線（廿日市市玖島）等の待避所設置の事業などを進める。



一般県道 栗谷大野線（大竹市栗谷町後原）

## ス 港湾改修

阿多田島への生活航路の維持に重要な役割を果たす大竹港小方地区においては、現在、老朽化対策として臨港道路である小方橋梁の架け替え工事を実施している。

また、小方地区及び飛石地区にある浮棧橋においても、老朽化対策により整備する計画としている。

今年度は、小方地区においてフェリー機能の沖出しに伴う計画の検討を、飛石地区においては浮棧橋の工事を進める。



〔共通施策〕社会資本の適切な維持管理の推進

- ◆ 効果的・効率的な維持管理の推進
- ◆ 計画的な県土保全対策の推進
- ◆ 草刈りや除雪など、道路施設の日常的な維持管理の適切な実施

【主な事業（箇所）】（R3～R7年度）

事業名	箇所名（所在地・地区名）	事業概要
維持修繕	管内一円	道路河川等施設の点検・修繕、道路の草刈・除雪
砂防緊急改築	中津岡川（廿日市市）	砂防堰堤補修
河道浚渫	玖島川（大竹市、廿日市市）	堆積土等除去

セ 維持修繕事業

道路における安全確保と機能保持のため、道路巡視をおこない危険箇所・路面異常の早期発見に努めるとともに、修繕を行う。河川においては流水の機能保持のため、河川堆積土の除去や護岸の修繕を行う。

また、砂防・急傾斜施設において県民の生命・財産の安全確保のため、施設の修繕を行う。維持修繕事業の実施に当たっては、透明性・公平性の観点や住民の要望等も考慮の上、緊急性の高いところから順次取り組む。

これらの日常的維持修繕に加えて、アセットマネジメントの「計画的・効率的な予防保全」を進めていくために、構造物の延命化を図る橋梁補修、トンネル補修、舗装補修、砂防堰堤緊急改築等を行う。実施に当たっては、点検結果をもとに緊急性を総合的に判断して、優先度の高いものから順次整備を進めていく。



一般県道 本多田佐伯線 舗装補修（廿日市市浅原）

## ソ アセットマネジメント

既存の公共土木施設を資産（アセット）としてとらえ、施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測することにより、ライフサイクルコストが最小となるよう総合的な管理・運用（マネジメント）を図るアセットマネジメントを導入し、計画的な維持修繕や、施設の長寿命化を図り、県民の安全確保や、施設の適正な維持管理に取り組む。

今年度も引き続き、管内の各種公共土木施設の施設点検を進めるとともに、点検結果を活用したサイクル型の維持管理を進め、アセットマネジメントの推進を図る。

## タ 河道浚渫

近年、頻発化・激甚化している水災害を踏まえ、河川においても適切な機能を維持することで浸水被害を防ぐことが極めて重要となっている。

このため、河川が本来持っている流下能力を確保・維持するよう、河川巡視による堆積土等の阻害箇所を把握し、優先度の高い箇所から計画的に河道浚渫を実施している。



施工前



施工後

一級河川 林川（廿日市市津田）

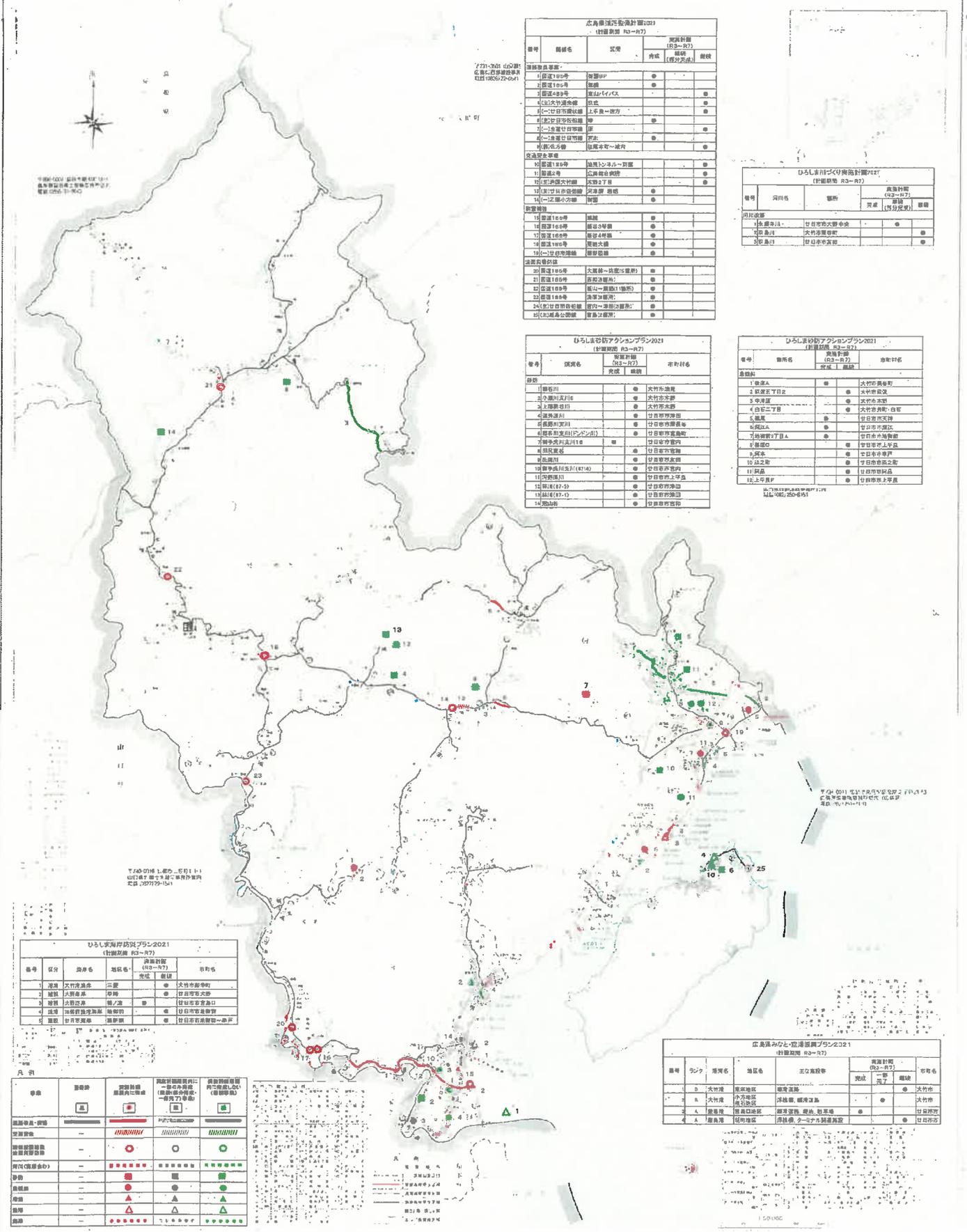
## チ 冬期交通の安全確保（除雪業務）

管内北部は、山間部に位置し、豪雪地帯指定地域であるため、大雪に見舞われることもある。冬季道路交通網の確保のため、除雪業務を行う。



(3)総合計画図

当事務所(支所)管内市町におけるまちづくりの方向性などを踏まえ、事業別整備計画等のプラン関連計画に掲げる令和3年度からの令和7年度の5年間に実施する主な事業は次のとおりです。



広島県道整備計画(001)  
(計画期間 R3-R7)

番号	路線名	区間	計画期間 (R3-R7)	
			完成	継続
道路改良事業				
1	国道199号	新田町	●	
2	国道199号	新田町	●	
3	国道199号	新田町	●	
4	(5)大竹港線	防波堤	●	
5	(1)大竹港線	上平島一帯	●	
6	(2)大竹港線	新田町	●	
7	(3)大竹港線	新田町	●	
8	(4)大竹港線	新田町	●	
交通支線事業				
9	国道199号	新田町	●	
10	国道199号	新田町	●	
11	国道199号	新田町	●	
12	国道199号	新田町	●	
13	国道199号	新田町	●	
14	国道199号	新田町	●	
道路新築事業				
15	国道199号	新田町	●	
16	国道199号	新田町	●	
17	国道199号	新田町	●	
18	国道199号	新田町	●	
19	国道199号	新田町	●	
道路改良事業				
20	国道199号	大瀬川一帯(16km)	●	
21	国道199号	新田町	●	
22	国道199号	新田町	●	
23	国道199号	新田町	●	
24	国道199号	新田町	●	
25	国道199号	新田町	●	

ひらしま川づくり関係計画(001)  
(計画期間 R3-R7)

番号	河川名	箇所	計画期間 (R3-R7)	
			完成	継続
河川整備				
1	大瀬川	大瀬川大瀬川	●	
2	大瀬川	大瀬川大瀬川	●	
3	大瀬川	大瀬川大瀬川	●	

ひらしま河川アサインプラン2021  
(計画期間 R3-R7)

番号	河川名	アサイン計画 (R3-R7)		市町名
		完成	継続	
1	大瀬川	●	●	大瀬川町
2	大瀬川	●	●	大瀬川町
3	大瀬川	●	●	大瀬川町
4	大瀬川	●	●	大瀬川町
5	大瀬川	●	●	大瀬川町
6	大瀬川	●	●	大瀬川町
7	大瀬川	●	●	大瀬川町
8	大瀬川	●	●	大瀬川町
9	大瀬川	●	●	大瀬川町
10	大瀬川	●	●	大瀬川町
11	大瀬川	●	●	大瀬川町
12	大瀬川	●	●	大瀬川町
13	大瀬川	●	●	大瀬川町
14	大瀬川	●	●	大瀬川町

ひらしま河川アサインプラン2021  
(計画期間 R3-R7)

番号	河川名	アサイン計画 (R3-R7)		市町名
		完成	継続	
河川整備				
1	大瀬川	●	●	大瀬川町
2	大瀬川	●	●	大瀬川町
3	大瀬川	●	●	大瀬川町
4	大瀬川	●	●	大瀬川町
5	大瀬川	●	●	大瀬川町
6	大瀬川	●	●	大瀬川町
7	大瀬川	●	●	大瀬川町
8	大瀬川	●	●	大瀬川町
9	大瀬川	●	●	大瀬川町
10	大瀬川	●	●	大瀬川町
11	大瀬川	●	●	大瀬川町
12	大瀬川	●	●	大瀬川町

ひらしま河川アサインプラン2021  
(計画期間 R3-R7)

番号	河川名	区間	アサイン計画 (R3-R7)		市町名
			完成	継続	
1	大瀬川	大瀬川	●	●	大瀬川町
2	大瀬川	大瀬川	●	●	大瀬川町
3	大瀬川	大瀬川	●	●	大瀬川町
4	大瀬川	大瀬川	●	●	大瀬川町
5	大瀬川	大瀬川	●	●	大瀬川町

広島県みなと・空港整備計画(001)  
(計画期間 R3-R7)

番号	ランク	港名	地区名	主な施設等	計画期間 (R3-R7)		市町名
					完成	継続	
1	1	大竹港	東浜地区	防波堤	●	●	大竹市
2	2	大竹港	外浜地区	防波堤、護岸工事	●	●	大竹市
3	3	大竹港	南浜地区	防波堤、護岸工事	●	●	大竹市
4	4	大竹港	北浜地区	防波堤、護岸工事	●	●	大竹市

事業	実施時期	実施地域		実施状況
		管内市町	管内市町以外	
道路改良事業	●	●	●	●
交通支線事業	●	●	●	●
道路新築事業	●	●	●	●
河川(関係含む)	●	●	●	●
その他	●	●	●	●
計	●	●	●	●

## 6 参考資料

### (1) 交通の状況

(軽四以上)

路線名	観測地点	1日平均交通量(台) (12時間)		
		平22年調査	平27年調査	令3年調査
一般国道2号	廿日市市 桜尾本町	14,210	14,266	14,094
〃 186号	大竹市 油見二丁目	8,557	9,691	9,455
〃 〃	〃 前飯谷	2,852	3,374	3,453
〃 〃	廿日市市 栗栖	1,472	984	1,044
〃 433号	〃 上平良	7,217	7,703	8,114
〃 488号	〃 吉和	28	148	272
主要地方道廿日市佐伯線	〃 津田	7,500	6,526	6,572
〃 〃	〃 宮内	13,034	12,010	10,266
〃 大竹湯来線	大竹市 松ヶ原	1,383	1,442	1,475
〃 〃	廿日市市 友田	3,009	1,540	1,488
〃 蔽島公園線	〃 宮島	726	677	647
一般県道乙瀬小方線	大竹市 小方三ッ石	1,677	1,766	2,167
〃 佐伯錦線	廿日市市 中道	171	152	146
〃 栗谷大野線	大竹市 栗谷奥谷尻	570	439	413
〃 〃	廿日市市 大野妹背	5,209	5,582	5,479
〃 本多田佐伯線	〃 戸屋原	1,615	1,771	1,711
〃 虫道廿日市線	〃 原	301	303	281
〃 〃	〃 平良一丁目	3,757	4,450	4,344
〃 助藤津田線	〃 津田	324	330	328

## (2) 公共土木施設の状況

### ア 道路の状況

当事務所が管理する道路は、瀬戸内海沿岸を走る一般国道2号をはじめ、大竹市から江津市を結ぶ一般国道186号など5路線の国道があるほか、主要地方道として廿日市佐伯線など5路線がある。更に、一般県道として乙瀬小方線など20路線、併せて30の路線があり、この総延長は約255kmに達している。

(ただし、一般県道1路線は区域決定未了がある。)

### (ア) 概況

(令和7年4月1日現在)

種別	路線数	実延長 (m)	改良延長 (m)	改良率 (%)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	摘要
一般国道	5	89,857.1	71,690.3	79.8	89,857.1	100.0	
主要地方道	5	54,673.6	50,643.3	92.6	54,673.6	100.0	
一般県道	20	111,177.1	71,469.7	64.3	106,172.4	95.5	
廿日市支所管内計	30	255,707.8	193,803.3	75.8	250,703.1	98.0	

(注) 実延長、改良延長及び舗装延長には、ダブルウェイの数値を含む。

### (イ) 道路の調べ

(令和7年4月1日現在)

種別	路線数	実延長 A (m)	重用 (m)	改良延長 B (m)	改良率 B/A (%)
一般国道	国道2号	4,579.4	0.0	4,579.4	100.0
"	国道186号	54,635.4	12.5	54,227.2	99.3
"	国道433号	7,855.2	31.5	5,249.0	66.8
"	国道434号	1,388.0	13,089.9	1,388.0	100.0
"	国道488号	21,399.1	10,514.8	6,246.7	29.2
小計	5	89,857.1	23,648.7	71,690.3	79.8
主要地方道	岩国大竹線	2,266.4	56.1	2,266.4	100.0
"	岩国佐伯線	3,661.5	9.6	2,112.2	57.7
"	廿日市佐伯線	19,636.2	74.5	19,636.2	100.0
"	大竹湯来線	26,028.9	1,968.1	23,547.9	90.5
"	巖島公園線	3,080.6	9.4	3,080.6	100.0
小計	5	54,673.6	2,117.7	50,643.3	92.6

種 別	路 線 数	実延長 A (m)	重 用 (m)	改良延長 B (m)	改良率 B/A (%)
一般県道	大竹美和線	759.5	5.0	759.5	100.0
〃	乙瀬小方線	2,984.2	267.9	2,889.2	96.8
〃	大竹和木線	区域決定未了			
〃	佐伯錦線	6,388.0	0.0	3,361.5	52.6
〃	巖島港巖島神社線	479.5	0.0	479.5	100.0
〃	廿日市停車場線	402.3	20.3	402.3	100.0
〃	玖波停車場線	97.0	13.0	0.0	0.0
〃	大竹停車場線	490.8	0.0	490.8	100.0
〃	廿日市港線	2,659.5	37.5	2,659.5	100.0
〃	栗谷大野線	22,222.8	994.1	13,693.6	61.6
〃	長野葛原線	3,184.3	22.0	3,038.8	95.4
〃	川角佐伯線	4,259.5	1.0	4,259.5	100.0
〃	本多田佐伯線	16,392.2	421.0	16,375.2	99.9
〃	虫道廿日市線	16,510.8	3,335.4	6,053.1	36.7
〃	助藤津田線	5,496.0	21.8	3,351.0	61.0
〃	吉和戸河内線	9,711.3	9.0	3,112.9	32.1
〃	栗谷河津原線	5,749.7	1,137.6	3,558.2	61.9
〃	白砂玖島線	1,740.5	26.4	1,740.5	100.0
〃	廿日市環状線	467.3	34.1	467.3	100.0
〃	所山潮原線	11,181.9	26.0	4,777.3	42.7
小計	20	111,177.1	6,372.1	71,469.7	64.3
合計	30	255,707.8	32,138.5	193,803.3	75.8

(ウ) 橋梁及び隧道

(令和7年4月1日現在)

区分	数	延長 (m)	規格改良済		未改良		永 久 橋 化 率	木 橋		石 橋		摘 要
			数	延長(m)	数	延長(m)		数	延長(m)	数	延長(m)	
橋 梁	239	4,807.9	199	4,458.5	40	349.4	100%	-	-	-	-	
トンネル	14	3,329.6	14	3,329.6	-	-	-	-	-	-	-	

(エ) 橋梁荷重制限箇所

(令和7年4月1日現在)

路 線 名	河 川 名	橋 梁 名	制限重量(t)	摘 要
主要地方道大竹湯来線	井 関 川	井 関 橋	16.0	
一般県道吉和戸河内線	太 田 川	小 松 原 橋	16.0	
〃	瀬 戸 川	瀬 戸 橋	14.0	
〃	小 谷 川	小 谷 橋	14.0	

イ 河川の状況

一級河川は、太田川水系に2河川、小瀬川水系に9河川、合わせて11河川がある。これに二級河川の御手洗川ほか2河川を加え、14河川を県が管理している。その管理延長は111.66kmに及んでいる。

(令和7年4月1日現在)

種別	河川名	河川延長 (km)	未改修 延長(km)	改修済 延長(km)	改修不要 延長(km)	改修率 (%)	摘要
一級河川 直轄区間 (国管理)	小瀬川	22.25	—	—	—	—	
	前飯谷川	1.20	—	—	—	—	
	計	2河川	23.45	—	—	—	
一級河川 指定区間 (県管理)	太田川	16.2	3.3	5.4	7.5	62.1	太田川水系
	中津谷川	4.0	0.0	0.0	4.0	—	
	小瀬川	36.25	7.3	6.4	22.55	46.7	小瀬川水系
	玖島川	24.7	11.2	6.7	6.8	37.4	
	氏森川	0.8	0.8	0.0	0.0	0.0	
	市野川	2.6	2.6	0.0	0.0	0.0	
	林川	1.5	1.5	0.0	0.0	0.0	
	小原川	0.11	0.11	0.0	0.0	0.0	
	七瀬川	6.5	0.5	0.0	6.0	0.0	
	大虫川	6.3	0.0	0.0	6.3	—	
中山川	2.5	2.5	0.0	0.0	0.0		
計	11河川	101.46	29.81	18.5	53.15	38.3	
二級河川 (県管理)	永慶寺川	3.6	0.0	3.4	0.2	100.0	
	御手洗川	4.9	0.7	3.3	0.9	82.5	
	可愛川	1.7	0.0	1.5	0.2	100.0	
計	3河川	10.2	0.7	8.2	1.3	92.1	
県管理 河川計	14河川	111.66	30.51	26.7	54.45	46.7	
準用河川 (大竹市管理)	藤谷川	0.22				—	
計	1河川	0.22				—	
総合計	17河川	135.33				—	

ウ 砂防関係の状況

砂防関係では、ぜい弱な花崗岩地帯が広がる沿岸部では土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所が多く、砂防指定地内河川として 156 渓流が指定されているほか、急傾斜地崩壊危険区域 146 地区、地すべり防止地区として 1 地区が指定されている。また、土砂災害警戒区域 2,243 地区、土砂災害特別警戒区域 2,094 地区が指定されている。

(ア) 概況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

種 別	指定地区数	指定延長面積		摘 要
		延 長 (m)	面 積 (ha)	
急傾斜地崩壊危険区域	146	—	—	
砂防指定地	211	190,009	814.45	渓流数 156
地すべり防止区域	1	—	52.06	女鹿平地区(廿日市市吉和)
土砂災害警戒区域 (土砂災害特別警戒区域)	2,243 (2,094)	—	—	

(イ) 急傾斜地崩壊危険区域

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

崩壊危険区域名	指定年月日	告示番号	備考
木野地区	S45.3.27	281	
木野地区(追加)	S60.1.28	104	
穂仁原地区	S45.9.27	818	
立戸地区	S45.9.29	818	
小方地区	S44.12.26	981	
小方地区(追加)	S53.3.20	231	
玖波地区	S45.3.27	281	
中津原地区	S46.3.30	338	
三ツ石地区	S46.3.30	338	
阿多田地区	S46.3.30	338	
白石地区	S47.3.31	282	
宮の下地区	S53.3.20	231	
立戸3丁目地区	S54.10.26	868	
安条地区	S55.2.13	125	
立戸2丁目地区	S55.2.13	125	

崩壊危険区域名	指定年月日	告示番号	備考
防鹿地区	S56.3.27	311	
唐船浜地区	S57.1.18	11	
上木野地区	S58.7.18	729	
早瀬ヶ迫地区	S58.9.29	976	
元町4丁目地区	S58.7.18	729	
松ヶ原地区	S58.1.20	74	
下木野地区	S59.3.29	315	
立戸1丁目地区	S58.1.20	74	
白石2丁目地区	S61.2.13	138	
鞍掛地区	S61.2.13	138	
元町3丁目地区	S61.2.13	138	
宮の下B地区	S61.7.17	661	
宮の下地区(追加)	S61.12.25	1130	
元町1丁目地区	S62.3.9	228	
平原地区	S62.3.9	228	
下木野B地区	S62.3.9	228	
川見坂地区	S62.3.9	228	
白石2丁目地区(追加)	S62.8.31	849	
穂仁原地区(追加)	S51.4.13	334	
穂仁原地区(追加)	S63.2.25	189	
元町1丁目地区(追加)	S63.3.28	345	
元町3丁目地区(追加)	S63.3.28	345	
元町1丁目地区(追加)	S62.3.30	344	
黒川2丁目地区	H1.3.27	390	
玖波3丁目地区	H1.8.14	881	
宮の下地区(追加)	H4.7.30	825	
御園1丁目地区	H4.7.30	825	
立戸2丁目(B)地区	H4.11.16	1163	
玖波6丁目地区	H4.11.16	1163	
元町3丁目地区(追加)	H4.11.16	1163	
立戸2丁目(C)地区	H5.12.2	1191	
油見1丁目地区	H6.3.10	242	
小方2丁目地区	H6.6.13	613	

崩壊危険区域名	指定年月日	告示番号	備考
宮の下地区 (追加)	H6.8.15	780	
白石1丁目大滝地区	H6.12.28	1053	
本浦西地区	H7.11.9	1170	
玖波地区 (追加)	H8.2.8	156	
立戸3丁目B地区	H9.6.12	669	
三ツ石地区 (追加)	H10.3.2	257	
玖波地区 (追加)	H11.4.19	484	
玖波3丁目A地区	H12.7.3	678	
比作B地区	H12.7.3	678	
玖波7丁目地区	H13.12.25	1128	
黒川3丁目地区	H15.12.15	1531	
大栗林地区	H17.3.28	562	
玖波6丁目地区	H22.12.16	992	
立戸B地区	H23.10.3	908	
宮ノ下地区 (追加)	H23.10.6	918	
宮ノ下B地区 (追加)	H24.2.6	116	
後原A地区	H27.2.26	121	(廿日市と重複)
立戸C地区	H28.12.12	724	
鞍掛地区 (追加)	H28.12.12	724	
奥谷尻地区	R6.3.28	310	(廿日市市と重複)
玖波五丁目2地区	R6.10.17	928	
<b>大竹市計</b>	<b>51地区 (69)</b>		(廿日市市と重複2地区含む)
篠尾地区	S45.9.29	818	
魚の棚地区	S45.3.27	281	
桜町地区	S46.3.30	338	
中西地区	S48.2.16	109	
二つ山地区	S49.3.29	244	
檜原地区	S50.3.25	294	
大西地区	S50.3.25	294	
下ノ浜地区	S53.3.20	231	
佐方地区	S52.11.15	814	
上ノ浜地区	S55.2.13	125	

崩壊危険区域名	指定年月日	告示番号	備考
土井地区	S55.2.13	125	
今市地区	S56.3.27	311	
赤崎地区	S56.3.9	443	
小田島地区	S57.10.7	1055	
二重原地区	S58.5.9	523	
河本地区	S59.7.30	743	
福面地区	S57.10.7	1055	
片浜地区	S59.1.17	57	
向原地区	S59.11.29	1119	
中之町地区	S60.1.28	104	
伴丈木地区	S61.3.20	262	
尾立地区	S61.12.25	1130	
鱒浜地区	S62.11.16	1050	
尾立地区 (追加)	S62.11.16	1050	
田屋地区	S63.2.25	189	
胡町地区	S63.2.25	189	
上西連町地区	S63.2.25	189	
東西連町地区	S63.2.25	189	
縄田地区	S63.12.26	1280	
早時地区	S63.12.26	1280	
赤崎B地区	S63.12.26	1280	
浜之町地区	H1.8.14	881	
対巖山地区	H2.2.8	150	
深江B地区	H2.2.8	150	
大神地区	H2.2.8	150	
幸町西浜地区	H2.12.27	1353	
南町B地区	H2.12.27	1353	
中江A地区	H3.3.25	439	
北山B地区	H3.8.29	988	
福面B地区	H4.2.10	159	
上更地地区	H4.3.30	442	
伴丈木地区 (追加)	H5.8.23	811	
長尾地区	H5.8.23	811	

崩壊危険区域名	指定年月日	告示番号	備考
福面B地区 (追加)	H5.12.2	1191	
柿ノ浦A地区	H5.12.2	1191	
薬師ヶ谷地区	H5.12.2	1191	
南町地区	H6.3.10	242	
砂原地区	H6.3.28	340	
郡塚地区	H7.3.30	382	
伴丈木地区 (追加)	H7.3.30	382	
所山地区	H7.7.17	779	
田尻地区	H7.11.9	1170	
中津谷地区	H9.6.12	669	
滝町地区	H9.6.12	669	
六本松地区	H9.6.12	669	
大幸地区	H9.6.12	669	
金剛寺地区	H9.11.25	1187	
原地区	H9.11.25	1187	
東西連町地区 (追加)	H11.4.19	484	
沖山A地区	H11.11.11	1046	
沖塩屋A地区	H12.7.3	678	
の場砂原地区	H13.3.30	373	
田屋B地区	H13.3.30	373	
林ヶ原A地区	H13.1.15	51	
木上地区	H14.3.28	343	
郡塚B地区	H14.3.28	343	
潮原地区	H14.9.26	973	
西岡迫地区	H15.3.31	456	
二重原地区 (追加)	H15.9.1	1101	
物見山B地区	H15.12.15	1531	
屋代1丁目3地区	H15.12.15	1531	
対巖山C地区	H16.2.26	270	
大和地区	H16.3.25	462	
魚之棚B地区	H16.3.25	462	
北山C地区	H16.3.25	462	
六本松1丁目地区	H17.2.24	242	

崩壊危険区域名	指定年月日	告示番号	備考
串戸3丁目地区	H17.9.29	1086	
南町地区	H17.9.29	1086	
沖塩屋B地区	H17.10.31	1178	
深江A地区	H17.10.31	1178	
北山C地区	H18.2.27	189	
沖塩屋D地区	H18.10.16	877	
峠A地区	H19.3.1	207	
北山A地区	H20.3.31	341	
河津原A地区	H20.10.6	818	
檜原地区	H23.9.22	873	
沖塩屋E地区	H24.1.23	71	
末森地区	H24.2.2	114	
小原地区	H24.3.19	235	
深江C地区	H24.7.9	612	
東畑口B地区	H25.11.28	877	
清末地区	H26.2.13	84	
北山B地区	H26.2.13	84	
東畑口B地区(追加)	H26.6.30	493	
後原A地区	H27.2.26	121	(大竹市と重複)
林ヶ原A地区(追加)	H27.3.2	126	
東畑口B地区(追加)	H28.11.17	680	
篠尾地区(追加)	H29.2.13	61	
早時A地区	H29.3.21	163	
深江G地区	H30.10.15	744	
砂原A地区	R2.2.10	70	
赤崎C地区	R2.4.13	475	
新宮神社地区	R2.9.17	1007	
二つ山地区(追加)	R3.7.1	650	
地御前北三丁目地区	R3.7.1	651	
水口B地区	R3.7.1	652	
沖塩屋D地区	R3.10.14	940	
丸石地区	R3.10.14	941	
奥谷尻地区	R6.3.28	310	(大竹市と重複)

崩壊危険区域名		指定年月日	告示番号	備考
上平良G地区		R6.11.5	994	
廿日市市計	95地区(110)			(大竹市と重複2地区含む)
合計	146地区(179)			(重複箇所を2地区とする)

(注) ( ) は指定回数

(ウ) 砂防指定地

(令和7年4月1日現在)

溪流名	指定地名	告示年月日 番 号	延長 (m)	面積 (ha)	指定土地
恵 川	大竹市玖波町字大人原	S22.9.12 内告 296	1,850	2.81	河川敷
	大竹市玖波町字大迫	S24.10.8 建告 840	1,900	30.27	地番指定 河川敷
黒草川	大竹市玖波町字神田	S22.9.12 内告 296	700	0.33	河川敷
土石川	大竹市玖波町字大人原	S22.9.12 内告 296	1,500	0.26	河川敷
新町川	大竹市小方町(R2号より上流 水源)	S22.12.29 内告 400	2,250	6.87	川の中心 左右各10m
	大竹市小方町小方忠四郎山・ 長尾平・牛飼原山	H16.1.28 国告 49	425	1.32	標柱指定
三ツ石川	大竹市小方町	S22.12.29 内告 400	2,500	5.00	川の中心 左右各10m
	大竹市小方町字三ツ石後山	S59.3.30 建告 796	63	0.14	標柱指定
	大竹市小方町小方字熊ヶ尾山	S61.3.17 建告 660	126	0.54	標柱指定
三ツ石川 支 川	大竹市小方町小方字三ツ石後 山	H5.3.25 建告 949	180	304.15	標柱指定
三ツ石 後谷川	大竹市小方町小方字三ツ石後 山	S39.7.28 建告 1871	232	1.14	官民境界 左右各岸20m
大膳川	大竹市小方町	S22.12.29 内告 400	4,400	8.80	川の中心 左右各10m
	大竹市小方町黒川字西本谷山	S63.3.18 建告 810	447	1.99	標柱指定
	大竹市玖波町西山、字黒草山	H5.3.25 建告 949	190	1.73	標柱指定
	大竹市黒川二丁目、三丁目、 小方町大字黒川地内	H28.11.16 国告 1340	69	0.39	標柱指定
大膳川左支 溪1及び2	大竹市玖波町湯船山	H15.9.25 国告 1305	—	1.19	標柱指定
比 作 川	大竹市小方町小方字比作	S23.11.13 建告 170	2,000	6.68	川の中心 左右各10m
	大竹市小方町小方字比作西山	S60.12.21 建告 1869	180	0.65	標柱指定
比 作 川 支 川	大竹市小方町小方字比作西山	S45.11.27 建告 1708	520	1.72	官民境界 左右各20m・10m

溪流名	指定地名	告示年月日 番号	延長 (m)	面積 (ha)	指定土地
本浦川	大竹市小方町大字阿多田島字本浦	S26.11.13 建告 964	200	0.17	標柱指定 河川敷
本支浦川	大竹市阿多田町	H5.3.25 建告 949	355	38.15	標柱指定 河川敷
大谷川	大竹市栗谷町小栗林字大木場	S27.7.11 建告 940	2,500	1.77	標柱指定 河川敷
	大竹市栗谷町小栗林字大木場	S60.2.9 建告 158	251	0.57	標柱指定
	大竹市栗谷町小栗林字大木場	S62.3.16 建告 670	266	0.92	標柱指定
観音谷川	大竹市栗谷町大字奥谷尻	建告 940 S27.7.11	280	0.15	河川敷 標柱指定
	大竹市栗原町広原	H22.12.8 建告 1453	100	0.20	地番指定
二井川	大竹市大竹町木野字高畑山	建告 940 S27.7.11	200	0.17	河川敷 標柱指定
	大竹市大竹町木野字中津原山・高畑山	H1.1.31 建告 145	145	0.57	標柱指定
薬師川	大竹市大竹町木野字周防見坂	S27.7.11 建告 940	400	0.29	標柱指定 河川敷
	大竹市大竹町木野字周防	S33.6.16 建告 1170	200	0.60	標柱指定
八丁川	大竹市小方町小方字安城山中倉下	S27.8.6 建告 1507	1,180	0.95	標柱指定 河川敷
前飯谷川	大竹市小方町小方字飯谷上田	S27.8.6 建告 1507	1,890	2.02	河川敷
	大竹市小方町小方字ヌクイガ浴、飯谷上田、シモクイ	H2.2.6 建告 204	309	3.05	標柱指定
前飯谷川及び支川	大竹市小方町字前飯谷	S55.4.2 建告 790	890	7.43	川の中心 左右各 75m・35m・25m 支川の中心 左右各 70m・5m
卸場川	大竹市小方町小方町字卸場	S27.8.6 建告 1507	1,230	0.79	標柱指定 河川敷
	大竹市小方町大字小方字揚ヶ山、卸場	H8.3.15 建告 651	140	0.71	地番指定 河川敷・道路敷
	大竹市小方町、小方二丁目字卸場、揚ヶ山	H15.2.13 国告 120	345	0.85	標柱指定
登里川	大竹市栗谷町大字後原字長原	S27.8.6 建告 1507	145	0.08	標柱指定 河川敷
森の谷川	大竹市松ヶ原町	S27.8.6 建告 1507	560	0.28	標柱指定 河川敷
北谷川	大竹市松原町字半田	S27.8.6 建告 1507	390	0.20	標柱指定 河川敷
町ヶ原川	大竹市栗谷町大字後原字町ヶ原	S27.11.15 建告 1386	400	0.30	標柱指定 河川敷
堂の谷川	大竹市栗谷町大字広原字伊勢ヶ原	S27.11.15 建告 1386	600	0.26	標柱指定 河川敷
大滝谷川	大竹市栗谷町大字広原字下中原	S27.11.15 建告 1386	650	0.22	標柱指定 河川敷
出合川	大竹市松ヶ原字東河内	S28.4.27 建告 640	1,400	0.79	標柱指定 河川敷

溪流名	指 定 地 名	告示年月日 番 号	延 長 (m)	面 積 (ha)	指 定 土 地
井瀬ヶ原川	大竹市栗谷町大字広原字井勢ヶ原	S 28. 12. 11 建告 1484	400	0. 18	標柱指定 河川敷
谷 和 川	大竹市栗谷町大栗林字谷和	S 29. 12. 7 建告 1577	1, 700	9. 50	標柱指定 河川敷
中 の 川 及 び 支 川	大竹市小方町大字阿多田島字本浦	S 37. 10. 30 建告 2732	649	2. 00	官民境界 左右各 15m 河川敷
	大竹市小方町大字阿多田	S 60. 12. 21 建告 1869	60	0. 14	標柱指定
稲荷谷川 及 び 支 川	大竹市大竹町木野字下木野山	S 39. 6. 2 建告 1377	340	1. 36	官民境界 左右各 20m 河川敷
上稲荷谷川	大竹市大竹町木野	S 39. 6. 2 建告 1377	500	2. 04	官民境界 左右各 20m 河川敷
中稲荷谷川	大竹市大竹町木野	S 51. 6. 10 建告 950	200	0. 54	川の中心 左右各 30m・5m
小森谷川	大竹市大竹町木野字早瀬ヶ追山	S 41. 8. 1 建告 2436	280	1. 18	官民境界 左右各 20m 河川敷
谷 郷 川	大竹市小方町大字小方字苦の坂・東山	S 41. 8. 1 建告 2436	714	3. 02	官民境界 左右各 20m 河川敷
	大竹市立戸一丁目	H 23. 11. 28 国告 1225	320	0. 50	標柱指定
	大竹市立戸一丁目	H 26. 8. 5 国告 771	136 解除 76	0. 0711 解除 0. 0679	標柱指定
秋 葉 川	大竹市元町三丁目字大河原	S 42. 3. 31 建告 1001	663	1. 37	川の中心 左右各 30m
平 原 川	大竹市大竹町字百町	S 43. 5. 23 建告 1503	618	1. 37	官民境界 左右各 10m 河川敷
平 原 川 及 び 右 支 溪	大竹市新町三丁目	H 27. 12. 28 国告 1269	256	1. 85	標柱指定
郷 谷 川	大竹市大竹町字丸子山	S 43. 5. 23 建告 1503	715	1. 63	官民境界 左右各 10m 河川敷
立戸川支川	大竹市立戸三丁目字東山	S 45. 11. 27 建告 1708	330	4. 48	標柱指定
古 森 川	大竹市油見二丁目丸小山	S 46. 12. 6 建告 1948	362	2. 53	標柱指定 川の中心 左右各 5m
西山谷川	大竹市玖波町字西山	S 53. 4. 18 建告 857	900	36. 89	川の中心 左右各 40m・5m
玖波川 右支溪 1	大竹市玖波町字唐船浜	H 16. 12. 22 国告 1605	110	0. 71	標柱指定
溪流 44	大 竹 市 計	(63)	43, 811	508. 83	
長 野 川	廿日市市大字原字半明原	S 14. 2. 1 内告 41	3, 000	7. 18	地番指定・堤防敷 道路敷・水路敷・河川敷
	廿日市市大字原字長谷	S 46. 12. 6 建告 1948	1, 330	5. 44	川の中心 左右各 20m
	廿日市市大字原字長谷	H 12. 8. 9 建告 1752	200	0. 41	標柱指定
	廿日市市大字原字長谷・茶臼岩山	H 16. 12. 2 国告 1482	190	0. 46	標柱指定
長 野 川 支 川	廿日市市大字原字長谷	S 55. 4. 26 建告 934	518	1. 53	川の中心 左右各 25m・10m
		R 5. 10. 27 国告 1091	—	1. 00	河川敷・道路敷

溪流名	指 定 地 名	告示年月日 番 号	延 長 (m)	面 積 (ha)	指 定 土 地
可 愛 川	廿日市市大字下平良字道狭	S 14. 2. 1 内 告 4 1	3,500	25.88	地番指定 道路敷・水路敷・河川敷
河 末 川	廿日市市大字原字森宗	S 14. 2. 1 内 告 4 1	3,000	13.98	地番指定・堤防敷 道路敷・水路敷・河川敷
入 野 川	廿日市市大字宮内字西畑口	S 23. 7. 31 建 告 3 0	1,300	1.88	河川敷
御手洗川	廿日市市大字黒折字辻堂原	S 27. 7. 11 建 告 9 4 0	1,550	1.80	標柱指定 河川敷
	廿日市市大字宮内字城ヶ谷	S 43. 5. 23 建 告 1503	1,260	5.47	官民境界 左右各 20m 河川敷
御手洗川 支 川 18	廿日市市東谷	R 5. 4. 3 国 告 3 2 3	—	1.65	河川敷・道路敷
御手洗川 支 川 20	廿日市市東谷, 出ヶ原	R 4. 3. 4 国 告 2 9 8	—	1.16	標柱指定
御手洗川 左 支 溪 1	廿日市市四季が丘二丁目	H 16. 2. 4 国 告 7 1	—	0.37	標柱指定
御手洗川 左 支 溪 2	廿日市市四季が丘二丁目	H 16. 2. 4 国 告 2 9 8	—	0.46	標柱指定
御手洗川 左 支 溪 3	廿日市市四季が丘二丁目	H 16. 2. 4 国 告 7 1	—	0.88	標柱指定
御手洗川 左 支 溪 4・5・6	廿日市市四季が丘	H 16. 12. 22 国 告 1605	740	3.09	標柱指定
御手洗川 左 支 溪 7・8・9	廿日市市宮園	H 16. 12. 22 国 告 1605	460	3.38	標柱指定
御手洗川 左 支 溪 10・11	廿日市市宮園	H 17. 1. 26 国 告 1 0 8	500	1.46	標柱指定
御手洗川 左 支 溪 12・13	廿日市市宮内字向井原	H 17. 12. 26 国 告 1472	950	4.88	標柱指定
御手洗川 左 支 溪 14	廿日市市宮内字城ヶ谷	H 17. 12. 26 国 告 1474	560	2.95	標柱指定
御手洗川 右 支 溪 1	廿日市市宮内城ヶ谷	H 17. 12. 26 国 告 1474	340	1.33	標柱指定
御手洗川 右 支 溪 2	廿日市市宮内城ヶ谷	H 17. 12. 26 国 告 1474	240	1.60	標柱指定
大 神 川	廿日市市大字地御前字大神	S 28. 4. 27 建 告 6 4 0	190	0.04	標柱指定 河川敷
下 田 尾 川	廿日市市大字原字川末	S 35. 6. 10 建 告 1085	445	4.45	標柱指定・河川敷 川の中心 右岸 4m
佐 方 川	廿日市市大字佐方字亀ヶ原	S 28. 4. 27 建 告 6 4 0	1,650	0.95	標柱指定 河川敷
	廿日市市大字佐方字平岩	S 37. 11. 16 建 告 2886	2,060	10.30	官民境界 左右各 25m 河川敷
	廿日市市大字佐方字苅場谷、平 岩	H 14. 2. 13 国 告 6 3	198	0.36	標柱指定
	廿日市市佐方宮ノ上、南小浦	H 18. 2. 10 国 告 2 4 0	644	1.64	標柱指定

溪流名	指 定 地 名	告示年月日 番 号	延 長 (m)	面 積 (ha)	指 定 土 地
佐方川 左支川	廿日市市大字佐方 廿日市市大字原字上川末	S 60. 2. 9 建告 158	167	0.40	標柱指定
後畑川	廿日市市大字原字後畑	S 32. 5. 7 建告 757	3,900	2.70	河川敷
	廿日市市大字原	H 12. 8. 9 建告 1752	1,057	3.03	標柱指定
大迫川	廿日市市大字原字上川末	S 41. 2. 18 建告 231	772	3.31	官民境界 左右各20m 河川敷
大迫川 及び支川	廿日市市大字原字川末	S 55. 4. 26 建告 934	288	1.98	川の中心 左岸40m 右岸50m 左岸30m 右岸20m
明石川	廿日市市大字宮内字深山	S 44. 3. 31 建告 810	1,520	6.61	官民境界 左右各20m 河川敷
黒折川	廿日市市宮内字探山、黒折	H 23. 4. 14 国告 395	230	2.38	標柱指定
明石川 支川	廿日市市大字宮内字野稻原	S 46. 12. 6 建告 1948	600	2.44	川の中心 左右各20m
東谷川	廿日市市大字宮内字東谷	H 14. 2. 13 国告 63	960	17.83	地番指定 標柱指定
東谷川 及び支川	廿日市市大字宮内字東谷	S 47. 3. 18 建告 474	1,850	7.27	川の中心 左右各30m・10m
東谷川 支川	廿日市市大字宮内字東谷	H 18. 10. 27 国告 1260	230	2.98	標柱指定
林 川	廿日市市津田字小山	S 25. 11. 17 建告 1179	2,300	0.69	河川敷
	廿日市市津田字郷	S 32. 7. 5 建告 878	100	0.03	標柱指定 河川敷
道秀原川	廿日市市津田字別府寺尾	S 27. 7. 11 建告 940	628	0.22	標柱指定 河川敷
	廿日市市津田字寺尾, 鷹巣山 大迫尻	H 28. 4. 7 国告 638	1,000	2.82	標柱指定
吉末川	廿日市市玖島字吉村	S 27. 7. 11 建告 940	3,550	2.31	標柱指定 河川敷
	廿日市市玖島字上吉末	S 55. 4. 2 建告 790	370	3.44	川の中心 左岸30m 右岸70m
冷 川	廿日市市浅原字冷川	S 27. 7. 11 建告 939	4,500	1.35	標柱指定 河川敷
重山川	廿日市市浅原字戸屋原	S 27. 7. 11 建告 939	700	0.28	標柱指定 河川敷
狼谷川	廿日市市中道字貫兵	S 27. 7. 11 建告 940	650	2.60	標柱指定 河川敷
中道川	廿日市市中道字三島	S 27. 8. 6 建告 1507	3,800	600	河川敷
大町川	廿日市市玖島字大町	S 27. 8. 6 建告 1507	2,830	1.47	標柱指定 河川敷
古道谷川	廿日市市河津原字本谷山	S 27. 8. 6 建告 1507	600	9.00	標柱指定 河川敷

溪流名	指 定 地 名	告示年月日 番 号	延 長 (m)	面 積 (ha)	指 定 土 地
二の谷川	廿日市市中道字中西	S27.11.15 建告 1386	1,800	7.20	標柱指定 河川敷
八幡迫川	廿日市市津田字別府	S27.11.15 建告 1386	1,310	4.59	河川敷
勝成川	廿日市市津田字林下山	S28.4.27 建告 640	1,380	0.35	標柱指定 河川敷
大才川	廿日市市玖島字中村・大沢	S29.2.16 建告 114	2,850	2.00	河川敷
峠ヶ原川	廿日市市友田字乙丸	S29.2.16 建告 114	500	0.45	標柱指定 河川敷
神宮川	廿日市市河津原字上本谷	S29.2.16 建告 114	2,600	2.40	標柱指定 河川敷
白河川	廿日市市浅原字白河釜ヶ谷	S30.3.14 建告 191	650	0.30	標柱指定 河川敷
平岩谷川	廿日市市中道字板押乙	S30.3.14 建告 191	980	1.40	標柱指定 河川敷
市野川	廿日市市大字浅原字大滝手山	S32.10.7 建告 1257	2,150	8.17	官民境界 左右各15m 河川敷
泉水川	廿日市市金尾松山	S33.6.16 建告 1170	1,850	5.10	官民境界 左右各10m 河川敷
別府川	廿日市市津田字道秀原	S39.6.2 建告 1377	1,500	7.77	官民境界 左右各20m 河川敷
江尻川 及び支川	廿日市市津田字江尻	S39.6.2 建告 1377	1,750	7.35	官民境界 左右各20m 河川敷
小西川 及び支川	廿日市市浅原字青木山	S41.2.18 建告 231	1,360	5.33	官民境界 左右各20m 河川敷
戸屋原川	廿日市市浅原字大原山	S41.2.18 建告 231	410	1.65	官民境界 左右各20m 河川敷
千代田川	廿日市市峠字柳水	S43.5.23 建告 1503	3,360	14.80	官民境界 左右各20m 河川敷
小田原川	廿日市市浅原字松平山	S45.11.27 建告 1708	1,640	10.67	標柱指定 官民境界 左右各20m
下山川	廿日市市河津原	S47.3.18 建告 474	1,600	5.28	川の中心 左右各20m・10m
猪迫川	廿日市市浅原字梅ヶ尾山	S47.12.27 建告 2187	2,460	6.02	川の中心 左右各30m・10m
小坂川	廿日市市永原字竹垣内山	S50.4.26 建告 790	1,360	6.42	川の中心 左右各30m・10m
大久保川	廿日市永原芋ヶ迫山	H18.3.30 国告 426	470	3.40	標柱指定
泉水南谷川	廿日市玖島野貝島	H18.3.30 国告 426	330	3.21	標柱指定
鍛冶屋原川	廿日市市吉和字細井原	S38.8.29 建告 2218	3,200	18.90	官民境界 左右各20m 河川敷
	廿日市市吉和字細井原	H2.11.7 建告 1815	135	54.00	標柱指定 川の中心 左右各20m
鍛冶屋原 川支川	廿日市市吉和字細井原	H8.3.15 建告 651	260	1.37	標柱指定
妙音寺原川	廿日市市吉和字妙音寺原	S43.5.23 建告 1503	1,000	3.50	官民境界 左右各20m 河川敷

溪流名	指 定 地 名	告示年月日 番 号	延 長 (m)	面 積 (ha)	指 定 土 地
熊 崎 川	廿日市市吉和字熊崎	S47.12.27 建告 2187	770	2.59	地番指定 左右各 30m・10m
汐 原 川	廿日市市吉和字大宇汐谷	S49.2.13 建告 130	1,650	7.70	川の中心 左右各 40m・15m
	廿日市市吉和字西潮原	S63.3.18 建告 810	281	1.53	標柱指定
市垣内川	廿日市市吉和字市惣田	S51.6.10 建告 950	260	0.75	川の中心 左右各 30m・5m
市垣内川 支 川	廿日市市吉和字市垣内	S53.7.18 建告 1197	243	0.55	川の中心 左右各 20m・5m
花 原 川	廿日市市吉和字大宇花原女鹿平	S52.4.20 建告 739	350	1.33	川の中心 左岸 30m 右岸 40m 左右各 10m
速 田 川	廿日市市吉和字田中原	S55.4.2 建告 790	835	3.17	川の中心 左岸 80m 右岸 30m 左右各 10m
毛 保 川	廿日市市大野字上ヶ原、高馬、 滝山、大野一丁目、梅原一丁目	H26.8.5 国告 771	3,750 解除3,750	20.6443 解除17.20	河川敷・道路敷・ 標柱指定
永慶寺川	廿日市市大野界	S23.11.22 建告 182	2,400	20.03	川の中心 左右各 50m
永慶寺川 支 川	廿日市市大野字平岩	S55.4.26 建告 934	357	1.08	川の中心 左岸 25m 右岸 20m 左右各岸 5m
永慶寺川 支 川 2	廿日市市大野字平岩	H28.4.7 国告 638	1,000	1.81	標柱指定
永慶寺川 右 支 溪	廿日市市大野字裏ヶ嶽	H15.1.9 国告 11	106	0.40	標柱指定
高 見 川	廿日市市大野字高見	S23.11.22 建告 182	3,400	19.93	川の中心 左右各 50m
	廿日市市大野町亀ヶ岡	H15.11.13 国告 1463	20	0.01	標柱指定
高見西川	廿日市市大野字裏ヶ嶽	S62.3.16 建告 669	412	2.31	標柱指定
中 山 川	廿日市市大野字中山	S23.11.22 建告 182	2,500	19.04	川の中心 左右各 50m
丸 石 川	廿日市市大野字清水峯	S24.12.2 建告 908	1,500	0.55	河川敷
	廿日市市大野字清水峯	S62.3.16 建告 670	150	2.19	標柱指定
丸石川支川	廿日市市大野字清水峯、字尾立	H8.3.15 建告 651	63	0.19	地番指定
中津岡川	廿日市市大野字矢草	S26.11.13 建告 964	6,000	2.10	標柱指定 河川敷
	廿日市市大野字馬の口	S59.3.30 建告 796	243	1.07	標柱指定
	廿日市市大野字馬の口	H1.11.7 建告 1862	364	1.45	標柱指定
	廿日市市大野字中津岡	H16.1.28 国告 49	820	28.11	地番指定 標柱指定

中津岡川	廿日市市大野字中空、滝山、中津岡	R 6. 12. 19 国告 1353	410	1. 87	道路・河川敷
	廿日市市大野字中空、中津岡	R 7. 3. 28 国告 228	820	0. 04	標柱指定
登里川	廿日市市大野大字後原字長原	S 27. 8. 6 建告 1507	145	0. 08	標柱指定 河川敷
観音谷川	廿日市市大野奥谷尻下中原	S 27. 7. 11 建告 940	280	0. 15	標柱指定 河川敷
	廿日市市大野字広原山	H 22. 12. 8 国告 1453	100	0. 20	地番指定
北谷川	廿日市市大野字馬の口	S 27. 8. 6 建告 1507	390	0. 20	標柱指定 河川敷
森の谷川	廿日市市大野字経小屋	S 27. 8. 6 建告 1507	560	0. 28	標柱指定 河川敷
	廿日市市大野字経小屋	H 11. 2. 18 建告 234	560	5. 95	標柱指定
町ヶ原川	廿日市市大野大字後原字町ヶ原	S 27. 11. 15 建告 1386	400	0. 30	標柱指定 河川敷
堂の谷川	廿日市市大野大字広原字伊勢ヶ原	S 27. 11. 15 建告 1386	600	0. 26	標柱指定 河川敷
大滝谷川	廿日市市大野大字広原字下中原	S 27. 11. 15 建告 1386	650	0. 22	標柱指定 河川敷
出合川	廿日市市大野字横撫	S 28. 4. 27 建告 640	1,400	0. 79	標柱指定 河川敷
下田川	廿日市市大野大字広原字下田	S 28. 12. 11 建告 1484	500	0. 21	標柱指定 河川敷
井瀬ヶ原川	廿日市市大野大字広原字井瀬ヶ原	S 28. 12. 11 建告 1484	400	0. 18	標柱指定 河川敷
志津良川	廿日市市大野大字鴉ヶ岡	S 29. 2. 16 建告 114	2,500	1. 65	標柱指定 河川敷
青海苔川	廿日市市大野字清水峯	S 43. 5. 23 建告 1503	1,000	3. 74	官民境界 左右各 20m 河川敷
	廿日市市大野字清水峯	S 63. 1. 9 建告 36	115	0. 13	標柱指定
向原川	廿日市市大野字清水峯	S 53. 4. 18 建告 857	225	1. 35	川の中心 左右各 30m
向原川支	廿日市市大野字清水峯	S 54. 4. 17 建告 871	371	2. 20	川の中心 左右各 40m・20m
垣の浦川	廿日市市大野字清水峯	S 53. 4. 18 建告 857	325	2. 60	川の中心 左右各 40m
垣の浦川支	廿日市市大野字清水峯	H 13. 12. 5 国告 1703	105	0. 35	標柱指定
塩屋川	廿日市市大野字清水峯	S 54. 4. 17 建告 871	384	2. 70	川の中心 左右各 60m・5m
下灘川	廿日市市大野字清水峯	S 54. 4. 17 建告 871	155	1. 20	川の中心 左右各 40m
西毛保川	廿日市市大野字城山	S 55. 4. 2 建告 790	243	1. 90	川の中心 左右各 40m
十郎原川	廿日市市大野字亀ヶ岡	S 56. 4. 30 建告 956	260	4. 14	標柱指定

溪流名	指 定 地 名	告示年月日号 番	延 長 (m)	面 積 (ha)	指 定 土 地
丸子川	廿日市市大野字亀ヶ岡	S57.5.17 建告 1165	554	2.36	標柱指定 川の中心 左右各 5m
四十八坂川	廿日市市大野字清水峯	S60.12.21 建告 1869	168	0.50	標柱指定
四十八坂川 支 川	廿日市市大野字清水峯	H13.12.5 国告 1703	100	0.36	標柱指定
大元川	廿日市市宮島町駒ヶ林	S9.3.13 内告 130	1,100	1.19	河川敷
紅葉谷川	廿日市市宮島町椿谷	S9.3.13 内告 130	550	2.15	川の中心 左右各 18m
丸子川	廿日市市宮島町椿谷	H12.1.27 建告 156	1,400	11.36	川の中心 左右各 40m
榎谷川	廿日市市宮島町	S9.3.13 内告 130	100	0.20	川の中心 左右各 10m・18m
中尾谷川	廿日市市宮島町	S10.11.28 内告 600	544	1.63	川の中心 左右各 25m
縦谷川	廿日市市宮島町桜町	S12.3.27 内告 149	330	1.16	川の中心 左右各 30m
紅葉谷川	廿日市市宮島町字中西町	H25.4.22 建告 458	—	0.08	標柱指定
ドンドン川	廿日市市宮島町西連町	S12.4.28 内告 327	400	2.20	川の中心 左右各 25m
白糸川	廿日市市宮島町	S23.10.20 建告 117	560	0.25	河川敷
中尾谷川	廿日市市宮島町	H18.3.30 国告 426	1,380	19.84	標柱指定
杉の浦川	廿日市市宮島町杉之浦	S27.10.24 建告 1332	733	0.21	河川敷
溪流 112	廿 日 市 市 計	( 1 3 9 )	142,613	1148.48	
溪流 156	合 計	( 2 0 2 )	186,424	1657.01	

(注) 溪流数・指定回数 of 各市計と合計は一致しない。

エ 港湾、漁港及び海岸保全区域の状況

港湾は、地方港湾が2港湾、漁港は、第2種漁港が2漁港ある。  
また、海岸保全区域は23ヶ所27.5kmが指定されている。

(ア) 港湾

(令和7年4月1日現在)

種 別	港 湾 名	市 町 名	摘 要
地 方 港 湾	大 竹 港	大 竹 市	
	巖 島 港	廿 日 市 市	
合 計	2	港	

(イ) 漁港

(令和7年4月1日現在)

種 別	漁 港 名	市 町 名	摘 要
第2種漁港	塩 屋 漁 港	廿 日 市 市	
	地 御 前 漁 港		
合 計	2	漁 港	

## (ウ) 海岸保全区域

(令和7年4月1日現在)

区分	海岸名	地区海岸名	延長 (m)	摘要	
漁港海岸	地御前漁港	地御前地区海岸	670.0		
		塩屋漁港	塩屋地区海岸	1,520.0	
		片浜地区海岸	351.0		
		小計	1,871.0		
	計	2,541.0			
建設海岸	廿日市海岸	嘉永地区海岸	125.0		
		扇新開地区海岸	320.0		
		阿品地区海岸(田尻)	904.0		
		阿品地区海岸(鱈浜)	819.6		
		阿品地区海岸(阿品3丁目)	712.3		
		小計	2,880.9		
	大野海岸	小田島地区海岸	908.0		
		大国蛭ヶ崎地区海岸	2,627.0		
		赤崎地区海岸	389.0		
		深江地区海岸	888.0		
		鼓ヶ浜地区海岸	20.0		
		丸石地区海岸	618.0		
		上ノ浜地区海岸	550.0		
		早時地区海岸	779.0		
		柿ノ浦地区海岸	208.0		
		小計	6,987.0		
		計	9,867.9		
	港湾海岸	大竹港海岸	大竹地区海岸	9,540.0	
			恵川地区海岸	230.0	
		小計	9,770.0		
巖島港海岸		包ヶ浦地区海岸	1,521.0		
		杉の浦地区海岸	1,332.0		
		有の浦地区海岸	1,439.6		
		網の浦・大元地区海岸	1,045.0		
		小計	5,337.6		
		計	15,107.6		
	合計	27,516.5			

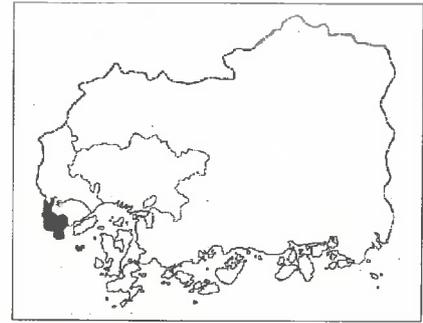
# 管内各市の紹介

# 笑顔・元気♡かがやく大竹…大竹市

## 1 沿革

明治22年4月1日、町村制施行により、大竹村・小島新開は大竹村に、小方村・黒川村は小方村に、大栗林村・小栗林村・後原村・奥谷尻村・谷和村は栗谷村に、峠村・渡瀬村・松ヶ原村は三和村になる。

明治43年1月、大竹町制施行。大正13年6月、玖波町制施行。昭和4年4月、大竹町と油見村合併。昭和26年2月、小方町制施行。昭和26年4月、大竹町と木野村合併。昭和29年9月1日、大竹市制施行(大竹町・小方町・玖波町・栗谷村・友和村の一部松ヶ原地区の合併)。



人口…25,205人 (R7.4.1)

面積…78.66km<sup>2</sup>

特産品…手すき和紙、カキ

あたたハマチ to レモン

## 2 市の魅力

- (1)【手すき和紙】400年以上前から小瀬川の恵まれた水を利用し、1枚1枚丁寧に作っている。広島県内では唯一、原料のコウゾの育成から和紙の生産まで一貫して行っている。
- (2)【弥栄ダム】堰堤の高さ120m、長さ540m、体積155万m<sup>3</sup>、海岸から14kmと極めて近い位置にあり、貯水面積3.6km<sup>2</sup>、総貯水量11,200万m<sup>3</sup>の全国有数のダムである。
- (3)【三倉岳】朝日岳、中岳、夕陽岳の鋭くとがった3つの峰を持つことから「三本槍」と呼ばれる。古くから「安芸の国の名山」として知られており、近年はロッククライミングの名所となっている。標高701.8m。
- (4)【下水道の普及率】人口普及率95.7%で、中四国地方でトップクラスの普及率である。  
(令和6年3月31日現在)
- (5)【化学工業】製造品出荷額等が県内で1位。(令和3年)

## 3 名所・旧跡

- ・三倉岳 (県立自然公園・国民休養地)
- ・蛇喰磬 (県指定天然記念物)
- ・弥栄峡 (県指定名勝)
- ・弥栄ダム (国土交通省多目的ダム)
- ・亀居城跡 (市指定重要文化財)
- ・阿多田島

## 4 大竹市の名所紹介



蛇喰磬

## 挑戦！豊かさと活力あるまち はつかいち

～夢と希望をもって世界へ～…廿日市市

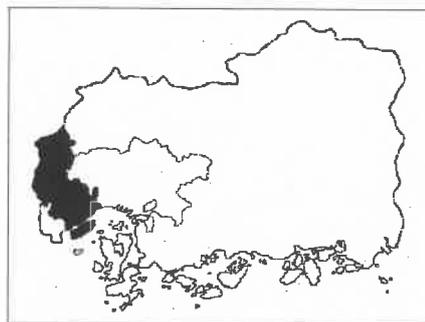
### 1 沿革

昭和 31 年 9 月 30 日、廿日市町・平良村・原村・宮内村・地御前村の合併により廿日市町となる。

昭和 32 年 6 月 10 日、佐方（旧五日市町）の一部を編入する。

昭和 63 年 4 月 1 日、市制を施行する。

平成 15 年 3 月 1 日に佐伯町・吉和村と、平成 17 年 11 月 3 日に大野町・宮島町と合併し、現在に至る。



人 口…114,976 人(R7.4.1)

面 積…489.49k m<sup>2</sup>

特産物…カキ、アサリ、もみじ饅頭、  
小木工品、蒸留酒、わさび、  
ルバーブ、あわび茸、アマゴ、  
ヤマメ、メダカ、宮島細工、  
けん玉、杓子

### 2 市の自慢

- (1) 瀬戸内海沿岸から西中国山地まで南北に広がる  
廿日市市は、四季折々の自然が織りなす多彩な表情をもったまちである。
- (2) 宮島地域は、太古からの自然と国宝、重要文化財などの歴史的施設が多く、松島、天の橋立とともに「日本三景」の一つに数えられている。平成 8 年 12 月には厳島神社がユネスコの世界文化遺産に登録され、平成 24 年 7 月には、ミヤジマトンボの生息地がラムサール条約に登録された。
- (3) 県内最高峰の恐羅漢山から続く高峰、冠山（1,339m）・十方山（1,318m）は、美しい自然景観を有し、太田川の源流である冠山水源域は「水源の森百選」にも選ばれている。水源域には、ブナなどの広葉樹、八郎杉と呼ばれる天然杉の原生の森がある。また、森から湧き出る清水は、良質のわさびを育み、清流や滝となり、ヤマメやアマゴの生息する溪流へと注いでいる。
- (4) 厳島を臨む大野瀬戸やカキ筏など、穏やかな瀬戸内の景観が楽しめる。
- (5) 大・小ホール、図書館、美術ギャラリーからなるはつかいち文化ホールは、市庁舎との複合施設で、各種コンサート、企画展示など芸術・文化活動の拠点として多くの人に親しまれている。
- (6) グローバル総合スポーツセンター サンチェリー、HIROHAI 佐伯総合スポーツ公園を中心に、スキー場、乗馬クラブ、ゴルフ場などスポーツ施設が多数あり、年間を通じてさまざまなスポーツが楽しめる。
- (7) 「森林浴の森 100 選」に選ばれている県立もみのき森林公園は、広さ 400ha の広大な自然公園で、シンボルであるもみの木の群生が点在しており、多くの動植物が生息し、四季折々の豊かな自然にあふれている。
- (8) 「宮浜温泉」「スパ羅漢」「潮原温泉」など市内各所に温泉地を有し、心身共にリフレッシュできる。

### 3 名所・旧跡

- ・厳島神社（世界文化遺産・国宝・国指定重要文化財）【宮島】
- ・林家住宅（国指定重要文化財）【宮島】
- ・紅葉谷川庭園砂防施設（国指定重要文化財）【宮島】
- ・厳島（国指定特別史跡・特別名勝）【宮島】
- ・押ヶ埤断層帯（国指定天然記念物）【吉和】
- ・瀨山原始林（国指定天然記念物）【宮島】
- ・極楽寺本堂（県指定重要文化財）【原】
- ・津田の大カヤ（県指定天然記念物）【津田】
- ・速田神社のツクバネガシ（県指定天然記念物）【友田】
- ・ベニマンサク群叢（県指定天然記念物）【友田・大野】
- ・冠高原のレンゲツツジ大群落（県指定天然記念物）【吉和】
- ・石造日蓮宗法塔（題目碑）（市指定重要文化財）【廿日市】
- ・教覚寺山門（市指定重要文化財）【津田】
- ・安井家母屋（市指定重要文化財）【浅原】
- ・陶晴賢の墓（市指定史跡）【佐方】
- ・桜尾城跡（市指定史跡）【桜尾本町】
- ・廿日市本陣跡（市指定史跡）【天神】
- ・折敷畑古戦場跡（市指定史跡）【宮内】
- ・宮川甲斐守腹切岩（市指定史跡）【宮内】
- ・西国街道松（市指定史跡）【桜尾本町】
- ・中山城跡（市指定史跡）【河津原】
- ・十王堂（市指定史跡）【津田】
- ・長州戦争古戦場津田槇が峠（市指定史跡）【津田】
- ・上田宗箇岩船の水（市指定史跡）【浅原】
- ・石見津和野路石だたみ道（市指定史跡）【栗栖・中道】
- ・八田家長屋門及び米蔵（市指定史跡）【玖島】
- ・田中原1号～4号古墳（市指定史跡）【吉和】
- ・勁操園（市指定名勝）【玖島】
- ・羅漢山（市指定名勝）【中道】
- ・大峰山（市指定名勝）【玖島】
- ・万古溪（市指定名勝）【虫所山】
- ・羅漢峽（市指定名勝）【栗栖・飯山】
- ・極楽寺山氷河礫層（市指定天然記念物）【原】
- ・シャクナゲ群生地（市指定天然記念物）【宮内】
- ・高野槇の群落（市指定天然記念物）【羅漢峽・黒打谷】
- ・大虫の枝垂れ桜（市指定天然記念物）【虫所山】
- ・廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区【宮島】

#### 4 観光施設

- ・女鹿平温泉クヴェーレ吉和（温泉）【吉和】
- ・潮原温泉（温泉）【吉和】
- ・フォレストアドベンチャー・広島くもみのき森林公園内>（アスレチック）【吉和】
- ・めがひらスキー場（スキー）【吉和】
- ・ウッドワン美術館（美術館）【吉和】
- ・立野キャンプ場（キャンプ）【吉和】
- ・MRC乗馬クラブ広島（乗馬）【飯山】
- ・スパ羅漢（道の駅・温泉）【飯山】
- ・岩倉ファームパーク（キャンプ）【津田】
- ・佐伯国際アーチェリーランド（アーチェリー）【津田】
- ・極楽寺山キャンプ場（キャンプ・自然・動植物）【原】
- ・アルカディアビレッジ多目的広場（キャンプ）【原】
- ・妹背の滝（自然）【大野】
- ・おおの自然観察の森（自然・動植物）【大野】
- ・まちの駅ADOA大野【大野】
- ・宮浜温泉街（温泉）【宮浜温泉】
- ・宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場（グラウンド・ゴルフ）【宮浜温泉】
- ・宮島水族館みやじマリン（水族館）【宮島】
- ・宮島伝統産業会館（宮島彫り体験・もみじ饅頭手焼き体験・杓子づくり体験）【宮島】
- ・紅葉谷公園（自然・動植物）【宮島】
- ・宮島歴史民俗資料館（資料館）【宮島】